



Title	事務管理及び支出利得類型の比較法的定位 その二：回復法リストメント（第三次）（二〇一一年）第三章の設例
Author(s)	平田, 健治
Citation	阪大法学. 2015, 64(5), p. 361-419
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/71548
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

事務管理及び支出利得類型の比較法的定位 その二

——回復法リストメント（第三次）（二〇一一年）第三章の設例——

平 田 健 治

はじめに

前号で予告したように、紙数の関係で同時に掲載できなかつた、設例の翻訳を、今号で掲載する。前号でも書いたように、本リストメントの設例のほとんどは、既に存在する合衆国各州の先例を素材としている。そういう意味で、これらの設例は、リストメントのルールが由来する社会事実に一番近いものを再現していると言える。

第二十条（他人の生命もしくは健康の保護

b. 専門的サービス

設例一 医師は、通りすがりの人に、事故により意識を失っている被害者を診察するよう求められる。医師は治療を施した後、通常の料金を請求するが、被害者は支払を拒絶。医師は被害者に対して回復訴訟により料金を請求できる。

設例二 状況は設例一と類似するが、第三者と医師は、被害者の救助のために多大の勇気とリスクが必要であつた。第三者は本条による請求を有しないが、医師は、設例一と同様に、専門的サービスについての通常の料金に制限される。

設例三 契約締結能力を有さない未成年者が、自動車事故にあり、病院からの緊急往診を受ける。未成年者の両親は、未成年の

生活費を支払えないか、支払うことを拒絶している。管轄地の法によれば、この事情は、未成年者をして、直接、自己に提供された必要物について責任を負わせる。他方では、未成年者の病院に対する責任は、未成年者に、自己の傷害について責任を負う第三者に対する請求権を与える。病院の未成年者に対する通常費用の請求は、本条に依拠する。(あるいは、第三十三条「受領者が無能力者の場合」に分類することもできる。)

設例四 母は、産科医院から病院の緊急治療室に移され、そこで、母親は、生命を脅かす病気の緊急治療を受け、子は帝王切開で取り出された。母親も新生児も医療保険でカバーされておらず、病院への入院の事情は、母親も誰も、入院費を負担しないものであった。病院は、母親に対して、母親自身に対してなされたサービス(本条による)と、新生児に対してなされたサービス(第二二三条による)について、回復訴権を有する。

設例五 両親と同居する娘が交通事故にあり、ヘリコプタで病院に搬送され、緊急治療を受けた。娘は契約締結の能力を有せず、病院は、両親に連絡する前に医療サービスを提供した。娘と両親は、娘の治療の合理的費用について病院に対して、連帶責任を負う。娘の責任は本条による。両親の責任は二二条による。

設例六 姉は弟の精神病院への入院を、費用を負担する合意の上で世話する。弟の無能力は後に裁判で確認され、後見人が選定された。姉は弟から入院代の償還を求める。後見人は、費用が適正であることは承認するが、弟の無能力ゆえに支払を拒絶する。姉は、本条により、弟に対し、合理的な入院費用の償還訴権を有する。

設例七 Aは、緊急時に、BとCの生命を救助した。その結果、A自身は身体障害者となつた。Bは、Aの救助に感謝して、月100ドルの手当を支払うことを約束した。Bの約束は約因によつて支持されてはいないが、契約事項として強行可能である。Cは補償の約束はせず、Aの、自分は報酬の権利があるとの示唆も拒絶した。Aはおそらく、Bの約束を強行する権利はあるが、BにもCにも回復訴権を有しない。

c. 利益の程度

設例八 外科医は意識のない事故の被害者に緊急医療措置を施した。そのサービスは、医療上適切なものであつた。しかし被害者は意識を回復しないまま死亡した。外科医は、本条により、被害者の遺産から回復しようとする。遺産管理者は、外科医の不成功的な介入は何らの利益を与えていないと主張する。しかし、緊急時の医療行為は、望ましいものとみなされる。従つて、求められてはいないが、回復の観点からは、あたかも求められたかのように評価される。外科医は、通常の料金を遺産から回復する権利を有する。

d. 拒絶

設例九 患者は、法令によつて定められた緊急収容に従い、病院の精神病棟に意に反し拘束されている。患者は、治療の支払を拒絶し、財政的責任に関する書面へのサインも強制されてしまつた。患者の解放後、病院は、回復理論に従い、サービスの支払を患者に求めた。裁判所は、病院によつて与えられたサービスは、患者の受領拒絶にもかかわらず、必要であり、適切であつたと判断した。又、収容に際しての患者の精神的欠陥が患者の拒絶から法的効果を奪うとした。病院は、通常料金の回復訴権を有する。

第二十一条（他人の財産の保護）

b. 求められざる介入

設例一 所有者の車が窃盗犯により盗まれ、破壊され、遺棄された。車は後に警察により発見され、修理工場に牽引と保管を命じた。努力にもかかわらず、警察が所有者を特定できたのは一〇か月後であつた。この間に、保険者は、所有者の盗難のクレームに応じて支払い、権原を自己に譲渡させた。車の所在が判明した後、保険者は引渡しを要求。この状況での修理工場の権利を定義する法令が欠けているため、工場は、保険者に対して、牽引と一〇か月の保管の費用（車の価値を超えない限りで）を回復請

求できる。

設例一 所有者の船が係留所から抜け出し、湖を横切つていった。原告が船を、ひどく破壊され沈没の危険がある状態で発見した。沈まないようにするための修理を施し、所有者を探したが、申出がなかつたので、納屋に保管した。所有者は二年後に発見し引き取つたが、保管や修理の支払は拒絶した。原告は、両項目について、現在の船の価値を超えない限りで、所有者から回復請求できる。

設例三 所有者は、建築業者に、持ち家の改築を依頼した。作業が開始された時、所有者は、二ヶ月の旅に出かけた。不在中に台風が家の屋根を破壊し、風雨にさらされないためには緊急の修理が必要であった。所有者から指示を得られないまま、建築業者は、屋根の修理を施し、帰宅した所有者に償還を求めた。建築業者は、この費用を回復する訴権を有する。

設例四 農夫が、自己の納屋に、二日分の家畜の飼料を残して死亡した。農夫の事務を引き受けた近親者はいないまま、裁判所が遺産管理人を指名するまでに三週間が経過した。この間の家畜の世話をしたディーラーが遺産から支払を求めた。ディーラーは、遺産から飼料の価値分の回復訴権を有する。

設例五 代理人は本人に雇われ、家賃回収や不動産管理をしてきた。本人の過去は複雑怪奇で、彼の死後、関連のない原告たちが現れ、最近親者として遺産の所有権を主張した。代理人は、もはやする義務はなかつたが、財産管理を継続した。彼は相続問題に時間を割き、裁判所に、原告Aに有利な証拠を提出した。陪審はAに有利な認定をなし、代理人に本人の財産から出費や時間を割いたことについて報酬を与えた。判決は控訴によつてくつがえされた。今度は財産は原告Bに与えられ、代理人の請求は棄却された。しかし、裁判所の再審理で、代理人は、誰が所有者となるうと、その者のために善意で遺産を管理したと認定された。代理人は本条により、前記の報酬を回復する。

設例六 売主は、買主に、規格に合つていらないクリスマスツリーを発送した。買主は正当にも拒絶した。ツリーは、枯死するものであり、直ちに売却されないとすべての価値を失う。買主は、売主からの指図を得ようとしたが得られず、買主は、売主の計算で、商業的に合理的な態様で転売した。買主の売主に対するこのようなサービスの価値についての請求は、本条による。

設例七 原告は、ブローカーの不正な被用者である、トレイダから、ブローカーから横領する計画への参加を誘われた。断つた時のトレイダからの報復の恐れも含め、多様な動機の下に、原告は、協力を装いつつ、トレイダの悪事の決定的証拠を集めいた。数ヶ月後、原告は、ブローカーと公機関に、トレイダを告発した。原告の闇号により、トレイダは監獄に送られ、原告は、連邦証人保護プログラムに送られ、ブローカーは重大な損失を免れた。原告が事前にブローカーと交渉する適当な機会を怠つたことは、本条の請求を排除する。

c. 無償のサービス

設例八 所有者の不在中に、迫り来る洪水に所有者の家財が危機に瀕していることに気づいた隣人は、家財を高台に移動させた。六ヶ月後、取引上の争いから、所有者は隣人を訴えた。隣人は、緊急時のサービスについて反訴を提起した。事実認定の結果、隣人は、サービス提供時に償還の意図を有していないことが判明した。それ故、隣人は回復訴権を有しない。

設例九 設例八に類似するが、所有者の家財は、許可なく隣人の敷地に保管された。隣人は所有者をしてそれらを除去させるため、訴訟をすると脅している。隣人は、自分はあり得る責任を回避するために、所有者の家財を保管したと述べ、その当時、サービスの費用を償還する意図であったと述べた。事実認定の結果が、隣人は無償で行動したのではないとされれば、隣人は回復訴権を有する。

d. 評価と拒絶

設例一〇 艇庫業者は、所有者の船を六か月は外で、その後は中で一二か月保管した。どちらにも責めのない事情で、当事者の交渉は妨げられており、裁判所は、この保管は契約によらないものと判断した。所有者が引き取った時に、艇庫は、衡平上のリーエンに担保され、保管料の回復訴権を有する。所有者は、他の艇庫との取引では、常に船を外に置いていた。所有者の船の性質上、中の保管が付加的利益をもたらさないものだとすれば、艇庫の請求は、外での保管費用で算定される。

設例一一 買主は、売主によって提供された馬を拒絶した。売主は、再引渡を拒絶したので、買主の代理人は、馬を厩舎に引渡した。売主も買主もただちに、それぞれが他方が馬の所有者であるとしつつ、馬の飼養責任を否定した。厩舎は、それぞれに償還を求めつつ、二年間飼養を続けた。厩舎は、馬についての衡平上のリーエンを有し、飼養についての回復を担保される。しかし、リーエン保有者の地位を離れて、訴権を有するわけではない。

f. 責任からの他人の保護、回避可能な結果

設例一二 Aの船は、Bに責めある衝突で、損害を受けた。Cは、CにAに対する海難救助が認められるような状況下でAの船を回復させた。Cの成功した救助は、BのAに対する責任を減少させた。CがAから海事裁判所で海難救助を求めるならば、Aは、Bを訴え、CのためにBに対する判決を求めることができる。この結果、CはBから直接救助料を得ることができる。同じ結果は、コモンローの回復原理からも出てくる。救助は、BのAに対する責任を減少させ、CのAの財産を保存するための求める介入はCに、本条の請求を、CがAに対して認められる救助報酬の額を越えない限りで、Bに対して与える。

設例一三 請負人は、建設プロジェクトのために掘削を実施している。下請負人は、それとは関係のない仕事に従事していた。保険者として請負人の責任保険者がいる。下請負人が、斜面で作業中の請負人を見て、緊急に支持しない限り、隣接土地が崩落の危険にあることに気づいた。下請負人は、土台を支持する目的で自己の重トラックを置いた。このトラックは破壊されたが、崩落の危険のあつた建物は保存された。下請負人は、回復法理に基づき保険者から求償を求める。裁判所は、下請負人の緊急行為は隣接地に損害を与えることを防止し、そうでなければ請負人は隣接地所有者に損害賠償の責任を負つたであろうこと、この損失は保険契約でカバーしていることを認定した。下請負人は、保険者にトラックの価値の請求権を有する。この推論が無理だとすれば、下請負人の回復請求は認められない。

設例一四 製造業者は保険者と製造物責任保険を締結している。製造物責任訴訟の恐れに直面して、製造業者は、広告によるリコールキャンペーんを開始した。事前の相談の余地はあつたのだが、製造業者はそうすることなく行動した。キャンペーんは成

功であり、予期された訴訟は現実化しなかった。製造業者は、契約と回復理論に基づき、保険者から求償を求めた。裁判所は、契約を解釈して、契約はリコールキャンペーンの費用をカバーしていないこと、かような費用の回復を認めるに、取引の対象となつていいものを追加的に保険の対象に加えることになるとした。つまり、この請求は、当事者間の既存の契約に内在するリスク配分によつて排除される。

設例一五 Aの宝石類は、Bの倉庫で保管されている。これが盗まれた。盗人は、Aと交渉し、犯人を告げないという条件で、宝石の価値の四分の一の支払をすれば引き渡す約束をした。Aはこの方法で宝石を回復した。裁判所は、この事情の下でのAの回復が公序に反するか否かを判断せねばならない。反しないとされたならば、Aは、Bから、契約違反にもとづく損害もしくは本条の回復として、支払った額を得る。

第二十二条（他人の義務の履行）

e. 回復の程度

設例一 息子は父の最後の病と葬儀の費用をのちに遺産から回収する意図で、しかし管理人が選任される前に、出捐する。息子は、遺産からこれらの費用を回復する権利を有する。

設例二 設例一と同様だが、息子は父の限りある財産に照らし不相当に高価な葬儀を注文した。息子の遺産に対する回復請求は、当該状況下で合理的な費用に限定される。

設例三 めいはフェニックスからフライデルフィアまで、重病で入院している年長の叔母の看病に行つた。その際、乞われないままに、未払となつてゐる、医療費、月払いの賃料などを支払つた。めいは、叔母の未払嫌悪を知つてゐたので、このことを到着後ただちに自己資金から行つた。めいは、後に回収する意図を持つていたが、入院中に叔母とトラブルは起つたくなつた。叔母は帰宅せずそのままになつた。めいは、叔母の遺産に對して、上記の額の回復ができる。

設例四 母親は、八万七千ドルで甲地を購入し、代金について、銀行の抵当権が設定された。四年後、母親は、病気により、働

くことをやめた。彼女の障害手当では、抵当債務の支払を継続することはできなかつた。母親が自宅に引き続きいらるようになるため、友人が残元本八万ドルを支払つたので、銀行は、抵当権を放棄した。母親は友人の援助を求めておらず、返済について話し合われなかつた。母親は二年後に亡くなつた。甲地は、成人の子供たちに相続された。子供たちは、友人の返済の提案を拒否したので、友人は、不当利得に基づき、子供たちを訴えた。もし贈与として支払つたのであれば、友人の回復は認められない。しかし、裁判所は、友人が返済の期待で八万ドルを支払つたこと、母親の病が進行していたので、この話題が両者の間で話されなかつたことを認定した。友人は、二二条二項（a）のルールにより、子供たちに対する回復の権利を有する。さらに、甲地上の衡平法上のリーエンもしくは銀行の抵当権付き権利への代位によつて補強される。

g. 他人の必要物供給債務の履行

設例五 病院は夫に必要な医療を施した。夫の入院時にもその後にも、妻は夫の医療についての支払に関して病院に約束をしなかつた。夫の死後、彼の遺産は病院に対して負う額には不十分なことが判明した。管轄地の法によれば、配偶者は、他の配偶者に對して、必要物を供給する義務を負う。しかし、それ以外の債務については負わない。妻は、病院の通常費用について自己の別産から回復させる義務を負う。

設例六 母親は父親との離婚で、未成年子A、B、Cの監護権を与えられた。父親は離婚条項に応じていたが、母親はその後障害者となり、子供たちに生活必需品を供給することができなくなつた。Aは学校をやめ、職を得、BとCを成年になるまで支えた。離婚条項は母親の父親への権利を制限していくたが、管轄地の法は、両親に、自己の未成年子を援助する不变の義務を課していた。Aは父親の義務を履行したので、父親から二二条二項（b）のルールにもとづき、B、Cの援助の費用を回復できる。

設例七 婚姻解消の判決条項によると、父親は、母親に月五百ドルの配偶者援助と月五百ドルの子供援助を支払う義務を負つた。父親は、その後、判決の下でのすべての義務を清算するために母親に一〇万ドルを支払い、母親から免除を得たが、判決の修正はなされなかつた。母親は、財政上の困難に陥り、自己と子供の援助を社会福祉局から得た。福祉局は、父親からその費用の回

復を求める。管轄地の法によれば、当事者の契約による解決は、父親の配偶者援助に関する限り、有効であり、強行可能である。したがって、母親の援助のために支払われた金銭の父親からの回復請求を福祉局は有しない。他方、子を援助する父親の債務の私的解決は、公序に反し、強行できない。福祉局は、二二二条二項（b）にもとづき、子供の援助のための費用について、父親から回復ができる。

設例八 父親の娘（一三歳）はバスケットゲームで足首にけがをした。娘は何ら治療を受けず、けがは悪化した。隣人が事情を知り、父親に予定を尋ねたが、何もするつもりはないと答えた。隣人は娘を医師の下に連れ、適切な治療を施させた。隣人は、医師の治療請求を支払うが、できれば父親から償還請求し、無理なら自己負担するつもりであった。裁判所は、娘のけがを放置すれば、永続的障害のリスクがあり、父親は治療しないという理由がないと判断した。隣人は、父親に対し、医師に支払った額の回復ができる。

設例九 病院は、母子双方に、未熟児出産にかかる緊急事情の下で医療を施した。父親は、宗教的理由から病院の治療を拒否しようとして、予め支払拒絶を宣言している。病院は、両親に緊急時治療の支払を求める。裁判所は、母親（とその代理人としての父親）は、母親に対してなされたサービスを宗教上の理由から拒否する権利を有すると判断し、拒絶にもかかわらず、治療に固執したので、病院は回復の権利を有しないと判断した。これに対し、両親がローカル法で課せられている、未成年子に対する必要な医療の提供の義務を拒絶する理由はないと判断した。従って、病院は、母親の治療については、回復の権利を有せず、子の治療については、二二二条二項（b）により、病院は、父母に対して権利を有する。

設例一〇 病院は、MCO（Managed Care Organization）に登録している患者に、病院を「優先提供者」とする契約の下に確立された料金で、緊急サービスを提供している。この契約が有効期間を経過し、更新されないまま、当事者は料金について合意に達しなかつた。それにもかかわらず、病院は、MCOの患者にサービスを提供し続けた。MCOは、前の合意により定められた「優先」料金でこのサービスの支払を申し出る。病院は、無保険の患者に対する、より高い、「通常」料金での補償を求める。裁判所は、病院のサービスをいざれかの基礎で定めるための契約が存在しないと判断した。病院のMCOからの支払を求める権

利は、二二条二項（b）による回復に依拠する。MCOの不当利得は、病院によって与えられたサービスの合理的な価値によって算定される。

事故のシグナルを受けて、Bは、漁師を直近の港に移送したが、Aは、Bに救助費用を補償することを拒絶した。AとBの間には、契約は成立していないが、Bは漁師に対するAの義務を履行することにより生じた費用の回復をする権利を有する。

設例一二 郡は囚人に對して医療を施す法律上の義務を負っている。郡の設備で治療できない病気にかかった場合には、郡は囚人の病院への入院を手配する。囚人はひと月入院していたが、囚人の刑期は、最初の二週で終了した。囚人は無資力で、収監時以外は、誰も法律等により医療費を負担する義務を負う者はいなかった。病院は郡に対して、二二条二項（b）にもとづき、最初の二週間についてのみ囚人の医療費について請求できる。この期間は、病院は、群の囚人に對して負う義務を履行していたからである。

設例一三 夫は、妻を不同意で精神病院に入院させた。弁護士は、夫の拒絶にもかかわらず、妻の解放を得るために尽力した。地域の法では、各配偶者は、他方に供給された必要物について二次的責任を負う。裁判所は、弁護士の妻へのサービスを必要物と判断した。妻は別産を有していない。弁護士は、夫に対して、二二条二項（b）により、通常料金を請求できる。

設例一四 母親は、障害者である妹を生存中援助する約束と交換に乙地を、兄に移転した。母親の死後、兄は妹の世話を怠り、叔父が事態を知り、介入した。叔父は、二二条二項（b）により、兄に對して、妹の世話についての出費について、土地についての衡平上のリーエンに担保されつつ、回復できる。

設例一五 父親は、母親に、丙地を移転した。彼女が自分の生涯援助することの約束と引換に。しかし、母親は先に亡くなり、丙地は子らA、B、Cに共同賃借人として残された。父は、子供たちが退出した後も、丙地に住み続けた。Aは、父親が病気で看護もされていないことを發見し、父親に必要物を供給した。BとCは、Aの分担の申出を拒絶した。父親の死後、Aは、二二条二項（b）にもとづき、BとCに回復を求めた。裁判所は、子らは、父親に援助の法的義務を負っていないと判断。他方、母

親の生涯援助の約束は、父の生存中丙地に衡平法上のリーエンを作り出すと判断。Aの父親援助は、Aに、BとCに対して、彼の出費が解放したリーエンへの代位を権利づけると。事案は厳密には二二条の範囲内ではないが、それにもかかわらず、Aは、父の援助の兄弟への分担請求という形の回復ができる。それは、彼らの丙地の持分上のリーエンを介して強行できる。

h. 他人の公共に対する義務

設例一六 市は、父親の子を含むグループを学校に送り届けるサービスを法令により義務づけられていた。市は、適正な通知と申込みにもかかわらず、搬送を拒絶した。父は、子の学校の往復搬送を引き受け、後に償還を求めた。父は、時間と距離に応じた適正な回復を市に対して請求できる。

設例一七 市は、法令によって、下水道システムを設置、維持する責めを負っている。所有者は、自己の建物に来ている下水道管がつまつて、居住不可能になつていると通知した。市は行動を拒否した。所有者は請負人を雇い、問題を処理させた。請負人は、市が責任を負う部分のうちに閉塞箇所を特定し、必要な修理を施した。所有者は、請負人にこのサービスの代金を支払った。所有者は市に回復請求できる。

設例一八 A郡とB郡は川で隔てられ、橋でつながつていて。法令によると、おののおのは、橋のそれぞれ中間地点までの部分を維持する義務を負つた。Aはこの義務を怠り、橋の劣化が通行の危険をもたらしている場合にも行動を拒否した。Bは、橋のA側の修理を実行した。Bは、Aに対して、費用の回復ができる。

設例一九 独占体としての公企業は、コモンロー上の義務として、公共に十分な電気を供給する義務を負つていた。設備のトラブルで公企業は、十分な発電能力を得られなかつた。連邦は、公的プロジェクトから割いた電力を公企業に提供することを申し出、契約が成立しなかつたにもかかわらず、そうした。連邦は、費用について、公企業に回復請求できる。

設例二〇 法は、犬に適切な保護を与えない飼い主は、動物虐待として、軽罪 (misdemeanor) となると規定している。犬たちは、飼い主から引き離され、人道協会に保護され、飼い主の動物虐待の裁判を待つていた。人道協会は、動物を放棄するか、世

話の対価を払うかを飼い主に尋ねた。飼い主はどちらも拒否した。六か月後、飼い主は、有罪とされ、裁判所は、犬を養子にするよう命じた。人道協会は、それまでの世話費用を飼い主から回復する権利がある。

設例二一 AとBはモール街で隣接している所有者である。水は、Aの土地上にある接続を通して水道局により両土地に供給される。当初開発された時、水道局の前任者は、二つの要素を装備することなく、接続を施行した。一つは、水道メータで、もう一つは、逆流防止バルブ。この状態を発見し、水道局は、Aに両要素を装備するよう要求した。Aが拒絶したので、水道局は、両要素を自ら装備し、その費用をAに請求した。Aは、まず、費用の二五パーセントはBが分担すべきこと、第二に、水道局がAやBに装備をさせるには訴訟が必要だと抗弁した。水道局は、二二条二項（c）により逆流防止バルブの回復はできるが、メータはそうではない。逆流防止バルブは、公共の健康と安全に関するが、メータはそうではないから。また、Aから回復できるのは、費用の七五パーセントにとどまる。

設例二二 Aのタンクトラックが横転し、住宅地域の付近で、危険な化学薬品が散乱した。警察は専門業者Bを呼び、適切な処置をさせた。Aがトラックの所有者兼運転者であることが判明するまで数時間を要した。Aの事務所は千マイル離れており、AがBを雇う現実的可能性はなかった。Bは、Aに対して、合理的なサービス価値について、回復できる。

設例二三 所有者はしけは、所有者の不注意で、ミシシッピ川に沈んだ。法律は、船の所有者に、船の迅速な除去を義務づけている。これはしけは、二百万ポンドの塩酸を運搬していたので、それから致死性の塩酸ガスが漏出し、多くの災害を引き起こすリスクがあった。所有者は、はしけの放棄を宣言し、それ以上のことはしなかった。連邦は、二千万ドルを投入し、はしけの引きあげと積み荷の確保を図った。法令による権利の有無にかかわらず、連邦は、二二条二項（c）により、所有者の公的義務の履行として費用を回復できる。

設例二四 所有者の保有する土地は、人工湖をふさぐダムを含んでいる。郡区は、所有者に、ダムは老朽化して、豪雨の際、崩壊して洪水を招く危険があり、修理が必要であると勧告した。所有者は修理を拒絶した。住民の健康、安全、福祉、への直接的脅威があるとして、郡区は、五万ドルを投入して、修理を実施した。郡区は、所有者に對して、二二条二項（c）により、その

出費の回復の権利を有する。

i. 緊急援助

設例二五 学校局は、施行者に学校建物のアスベストを除去するよう要求した。施行者が拒否したため、局は、自ら除去し、その費用を施行者に請求した。局の請求が認められるには、介入時に、施行者に何らかの法的義務が存在し、その履行として除去作業が実施されたことが局によって立証されねばならない。

第二十三条（連帶債務の履行）

a. 一般原理と範囲

設例一 Aは、受取人をBとし、C、Dを共同振出人とした一万ドルの手形の融通手形裏書人となつた。Aは、Cの申出により署名し、Dはそのことを知らなかつた。手形が満期になつても支払われなかつたので、AはBに手形金額を支払つた。Aは、CとDに、もしくはそのいずれかに、求償ができる。Cの責任は契約と回復の觀点によるが、Dの責任は、回復のみによる。

設例二 設例一と同様だが、Aは、Bと交渉する際に、CもDも負担する必要のない費用五百ドルを出捐した。この費用はC、Dの既存の責任を減少させるものではないので、この求償は、回復ではなく、契約に依拠する必要がある。Aは、Cに一万五百ドル、Dに一万ドルを請求できる。

c. 免責の範囲

設例三 Aは、受取人をBとする一万ドルの約束手形を振り出した。Cは、Aへの融通を目的としてこの手形の裏書人となつた。満期に支払われなかつたので、Cは、AはCにそうしないよう求め、Bは即時の支払に固執していなかつたが、Bに一万ドルを支払つた。CはAに対して一万ドルの回復請求ができる。

設例四 AはBの被用者。労働中に、Aは誤つてCを傷つけた。CはAとBを訴えた。Cは後に一〇万ドルの和解金を提案した。Aは責任を否定し、和解交渉への参加を拒絶し、Bにも参加しないよう助言した。Bは結局Cと八万ドルで和解し、AとBに対する請求すべての免除を得た。Bは本条のルールにより、Aから回復する権利を有する。Aの責任が争われた場合には、Bの回復は、(i) AのCに対する責任額と(ii)和解額のいずれか低い方で算定される。BがCの訴訟を防御するために必要であつた法的出捐の回復をしようとする場合には、不当利得ではなく、A B間の契約によるか、AのBに対する義務違反に依拠する必要がある。

設例五 Aは、Bの書面による保証付きで、銀行から五〇万ドルを借りた。この貸借は期限に履行されなかつた。銀行がこの未履行債権を第三者に譲渡しようとした時、Bは、自己の保証債務の免除のために銀行と交渉した。銀行はBの債務の免除と交換に五万ドルを受け取り、Aの未済債務に充当した。Bは、本条にもとづき、Aに対して五万ドルを請求できる。

d. 連帶債務、救済としての代位

設例六 学校局は校舎のアスベストを除去し、施工業者を不法行為などで訴えた。学校局と施工業者は、連帶債務者ではないから、学校局は、本条に基づく回復請求を有しない。公共の安全を保護するために、施工業者が負う義務の履行を緊急時にしたという主張は、二二条二項(c)に依拠できる。学校局が公共に対する自己の独立した義務を履行し、そうすることで、施工業者が第三者に対して直接責めを負う義務を履行したという主張ならば、二四条に依拠できる。

設例七 父は息子の、銀行に対する一〇万ドルの抵当債務について、連署した。父は息子に対する融通として行動したが、その行動は息子の知るところではなかつた。債務は息子の所有である、甲地の第一番抵当によつて担保された。現在の甲地の価値は、七万五千ドルである。債務の履行期に、父は未済額の九万ドルを支払つた。父は、息子に対して、九万ドルについて、解放された銀行債務への代位によつて、一部担保されつゝ、判決を得る権利がある。

設例八 設例七と同様だが、欠乏防止(anti-deficiency)法によつて、銀行の息子に対する請求は、甲地の価値に限定される。父は九万ドルを銀行に支払つたにもかかわらず、父の息子に対する請求は、本条によれば、銀行に対する、息子の強行できる債

務額に限定される。したがつて、父の息子に対する回復は、解放された債務の下での銀行の権利への代位に限定される。

e・強行できる債務

設例九 Aは、Bを受取人とする約束手形の振出人である。手形は、満期に支払われなかつた。Aの手形支払を強制する行為が
出訴期限法によつて阻止されるひと月前に、BはCに手形を譲渡し、その支払を保証した。五年後のBの保証がなお有効で強行
できる時に、BはCに支払い、Aに対して求償を請求した。BのCへの支払は、Aの強行できる債務を免責したわけではないの
で、BはAに対し回復できない。CがなおAに対して手形の支払を強制できるうちにBがCに支払つた場合には、Bは本条に
より、Aから求償を受ける。

設例一〇 AとBは、Aの同乗者Cにけがを負わせる衝突の関係者である。AとCは夫と妻である。CはBに損害賠償を求める。
BはAを訴える。AとBは、等しく自己についての過失を認められた。管轄法は、不法行為者間に連帯責任を課するが、同時に、
夫婦間での過失免責を認める。AはしたがつてCに対しては責任を負わない。BがCの判決を満足させるとしても、Bは、本条に
にもとづいて、Aに対して請求することはできない。

設例一一 雇用者と病院は、被用者に対して、五百万ドルの連帯責任ありとされた。産業事故の結果として非経済損害をこうむ
り、不適当な治療で増悪したもの。被告らの割合責任は、雇用者二〇パーセント、病院八〇パーセントと定められた。雇用者は
判決額を支払い、病院に対して、四百万ドルの負担部分求償をなす。法により、健康管理サービス提供者の非経済損害について
の責任は、二五万ドルを超えない。求償が不当利得にもとづく限りで、雇用者の病院に対する請求は、二五万ドルに制限さ
れる。

設例一二 ヘルスクラブの会員が設備利用中にけがをした。会員のヘルスクラブとの契約は、ヘルスクラブの過失に起因するけ
がについての有効な免責規定を含んでいたため、会員は、ヘルスクラブに対する訴権を有しない。会員は、設備製造者を訴え、
設備の欠陥を主張し、和解金を得た。製造者は、ヘルスクラブに対して、設備の維持に過失があるとして、求償を求めた。製造

者が、ヘルスクラブの過失が会員のけがに寄与したことを証明できたとしても、製造者は、ヘルスクラブに対して、不当利得による請求はできない。製造者が、求償できるのは、(i)契約に基づく場合か、(ii)ヘルスクラブが製造者に対する負う義務の違反に基づく場合、に限られる。

設例一三 Aは、BとCが連帯して責任を負う事故で、一〇万ドルの損害を被つた。AはBと一万ドルで和解し、Cに対して判決を得し、Cはそれを支払つた。たとえ、Cが、BとCが等しく責任を負うと証明できても、Cは、Bに対して、本条に基づいて、請求することはできない。AがBと和解したことが、Cの責任にどう影響するかは、不法行為法の問題で、本リストメントの対象外である。

設例一四 夫と妻は、乙地の共有者であり、乙地は連帯して責任を負う債務の担保としての抵当権に服している。分離 (separation) 合意に従い、夫は、妻に、彼の、乙地の持分を譲渡し、債務支払の責任を引き受けた。妻は、乙地を、一〇万ドルで売却し、その代金のうち二万五千ドルを債務支払に適用し、求償理論により、夫から請求する。妻は、回復の権利があるが、夫に対する判決は、夫の既存の責任を拡大することはない。裁判所は、夫は、既に予定された支払と等しい額の支払を妻にすべきと要求することになる。

f. 回復の程度

設例一五 買主は、売主と製造者を欠陥商品によつて生じた傷害について訴える。売主は補償について製造者を訴える。製造者は、買主と一〇〇万ドルで和解をなし、免責を得る。事案は、売主に対する裁判に進んだ。買主は、売主に対する二五万ドルの判決を得て、売主はそれを支払つた。裁判所は、製造者と売主は、買主に対して、不法行為責任を連帯して負う、製造者と売主の間には、補償に関する契約が存在しない、製造者の責任は、一次的なもので、売主のそれは二次的であると判断した。一部の和解が存在しなければ、これらの認定は、不当利得の訴訟を支持しよう。しかし、本件では、買主の製造者に対する免除があり、売主による判決の満足は、製造者の強行できる債務を免責ないし減少させていないことを意味する。売主の補償を請求する権利

は、製造者の売主に対する、契約か不法行為における義務違反である必要がある。

設例一六 AとBは、Cの約束手形の共同保証人（負担部分は等しい）である。受取人はDで額面は三〇万ドルである。手形が満期に決済されなかつたので、Dは、Aに支払いを求めた。AはDと交渉し、一〇万ドルの支払いと同時に免責を認めてもらつた。Aは、Bから、共同債務の分担分として、一五万ドルを請求する。Bは、Aが、共同債務の半分も支払つていなかつことを理由に、分担を争う。いずれの主張も誤りで、Aは、Bに対して、本条によれば、五万ドルの限度で請求できる。

g. 訴権の時効

設例一七 AとBは、受取人Cの約束手形の、共同振出人である。実際は、債務はもっぱらBのために契約された。手形は満期に支払われなかつた。手形訴訟が出訴期限法で妨げられるひと月前に、Aが支払をした。AのBに対する本条による請求は、支払の日に発生する。管轄法は、かような請求は、発生から六年以内の行使を要求するので、AのBに対する補償の請求は、BのCに対する責任が出訴期限法により消滅したであろうときより、五年一一か月まで提起することができる。

設例一八 家主の家は、保険で担保されている。家主は、連邦に、連邦の保護下にある、犯罪証人の居住地として家を賃貸している。証人が家屋を損傷した。家主は、損失について保険者に請求した。保険者は最初は填補を否定したが、最終的に家主は、判決を得た。保険者は、判決の支払の後直ちに、当該損失を家主に賠償する共同債務者であるとして、連邦に求償を求めた。裁判所は、連邦は、家主に責めを負うが、保険者の訴訟までに、家主の連邦に対する直接の請求は、除外されているとした。衡平法上の代位による保険者の請求も同様に除外される。他方、共同債務者間の請求は、本条により、第三者への支払時に発生する。しかし、保険者は、本条によつて、連邦に請求はできない、当事者それぞの、家主に対する独立した義務は、彼らを共同債務者にはしないからである。

第二十四条（独立債務の履行）

a. 一般原理と範囲、他の条文との関係

設例一 売主は甲地を買主に、負担ワランティ付きで売却した。買主の権原は、タイトル会社によつて保証されていた。甲地は、その価値を減ずるような隠れた負担に服していた。タイトル会社は、買主に、その損失について賠償した。自己の買主に対する義務が保険契約から由来する、タイトル会社は、本条により、売主に対して請求できる。売主の買主に対する義務は、不動産譲渡証書に由来する。

設例二 州は、州の負担で、健康管理サービス業者によつてなされるサービスの支払管理のために、会計担当会社を雇つた。担当会社は、補償の適用割合の計算を間違えて、州は、間違いが発覚するまでに、約一五〇〇万ドルを業者に過払いした。事実が明るみに出た際に、担当会社は、直ちに州に、過払い分を返済し、サービス業者から、負担部分求償の理論で回復を求めた。担当会社とサービス業者は、共同債務者ではないので、担当会社は、負担部分求償（二三条）をすることはできない。しかし、州に対する義務が代行契約に由来する、担当会社は、本条により、州に対する債務が六条「錯誤弁済」の回復責任である、サービス業者に対して請求できる。

設例三 イギリスに駐屯するアメリカ軍の所属員である兵士が、イギリス市民から二〇ポンド紙幣で百ポンドを盗んだ。連邦法は、軍隊に、アメリカ軍の所属員による犯罪の被害者である同盟市民に補償する権限を与えていた。兵士は、逮捕され、自白し、窃盗の罪で投獄された。兵士は、逮捕時に、五百ドルを有していたのみであった。連邦は兵士の不法行為の補償として被害者に百ポンド支払った。被害者に対する義務が法に由来する、連邦は、本条により、被害者に対する義務が窃盗に由来する、兵士に対して請求を有する。連邦は、百ポンドと没収した五百ドルを相殺する権限を有する。

c. 副次給付

設例四 Aの車は、Bのタクシと衝突し、Aの同乗者Cを傷つけた。管轄法によると、AとBはCの傷害について連帶して責めを負う。AはD会社と責任保険を締結していた。Cは、AとBを訴え、Aと、AとBのすべての責任を免除する内容の和解をした。Dは和解金を支払い、Bに求償した。DとBは、共同債務者ではないから、二三条の補償もしくは負担部分求償はできない。しかし、Aとの契約の履行としてなされた、Cへの支払をした、Dは、Dの支払によって、自己の不法行為責任が消滅した、Bに対して、本条による請求ができる。

設例五 一万ドルの価値あるトラックが、不法行為者の過失による火災で破壊された。保険者は、所有者に、火災・災害保険により、損失について、一万ドルを支払った。保険給付は、所有者の回復についての副次的給付とみなされるので、不法行為者の責任は保険者の支払により減少しない。保険者は、本条により、不法行為者から、一万ドル回復でき、これにより、所有者の不当利得を阻止する。回復は、保険者に、所有者の不法行為者に対する権利を実行する権利を認めることで達成される。

設例六 被害者は、過失ある不法行為者の事故により傷害を被った。保険者は、被害者に、事故保険により、一万ドル支払った。保険には、法によって認められている、保険者に第三者に対する被害者の権利の行使を認める、代位条項が含まれていなかつた。保険支払は、副次的給付と見なされたので、不法行為者の責任は、保険者の支払で減少しない。保険者は、被害者と不法行為者に、被害者の不法行為者への権利への代位を通じて、不法行為者から求償することを通知した。被害者は保険者の請求に異議を唱えた。裁判所は、以下のように判断した。保険者の事故保険は、補償契約というより、投資契約に類似するとして、保険者の支払義務は、一次的なものであり、被害者が、不法行為者と保険者からともに回復し、被害者の損失を超えるとしても、被害者は、それで、保険者の損失で不当利得しているわけではないと。保険者は、不法行為者に対して、本条による請求を有しない。

d. 取引における原告の利益

設例七 XYZ会社は、その普通株式 (common stock) 保有者に対して、締切日に、各株七五ドルで移転代理店に買い付けら

れるとして、株式公開買い付けをした。銀行信託部の顧客は、自己の株式の提供を選択し、銀行にそのように指示した。締切日の直後、銀行は、顧客の申出が受け付けられていなかつたことを知つた。移転代理店とXYZは、銀行の、顧客のための申出の試みは効がないと主張した。XYZ普通株の価格は、その間に七〇ドルに下落した。銀行は、XYZと移転代理店がこのトラブルの責任を負うべきと主張して、顧客の普通株を七〇ドルで売却し、各七五ドルを顧客に支払うことで、回避しうる損失を最小化しようとした。銀行は、本条により、彼らが顧客に直接責任を負うことを銀行が立証できる限りで、XYZと移転代理店に対して回復請求できる。

設例八 Aは、穴ぼこに引っかかり、車の制御を失つた。その結果、Bの車と衝突し、両方の車が損傷した。AはBと二千五百ドルで和解し、道路管理が不十分であつたとして、市を訴えた。第一審は、市の過失が事故の唯一の原因とした、その結果、AはBに対して責任がないとした。また、AがBに支払つた二千五百ドルは、Bの損害の適切な評価であると。市は、Aの車の損傷について不法行為の責任をAに対して負い、また、Bに支払われた二千五百ドルについては、本条により、回復責任を負う。

設例九 訪問者が建築現場でけがをしたので、請負人と下請負人を過失のかどで訴えた。両者は、求償と負担部分求償について交渉請求した。訪問者は、下請負人と和解し、一〇万ドルと引換に請負人と下請負人を完全に免除した。責任の割合を決める事実審理に至つた。事実審では、一〇万ドルは、訪問者の誠実な和解であり、損害の適正な評価であるとされた。陪審は、責任を、訪問者一五%、請負人八五%、下請負人ゼロ%とした。下請負人は、本条により、請負人から八万五千ドルを回復できる。

設例一〇 B会社により保険されている、Aは、Cに責めのある、車の衝突でけがをした。Cは、D会社により保険されていたが、Dは付保を否定している。Aは、B保険の「付保されていない運転者」の名目でBに請求した。Bは、七万五千ドルで和解し、Dから回復を求める。実際は、Cは、付保されていない運転者ではなかつた。Cは、Aに対して、七万五千ドルの責任を負い、CのAに対する責任は、D保険の対象である。Bは、七万五千ドルの回復をDからできる。

設例一一 AとBは別々に、Cを特定のリスクに対して保険した。Cがある損失を被つたが、保険でカバーされるかは明らかでない。A、B両者は当初はカバーを否定したが、Aは後に和解し、Cの請求に応じた。Aは、さらに調査して、Cの損失は、

B保険によつてカバーされることを突き止めた。Aは本条により、Bに対し請求できるが、BがCに直接責めを負う額を超えない。

設例一二 Aは、B会社により一定の災害リスクに對して保険されていた。Aは、Cに責めある、災害損失を被つた。損失の性質は、B保険の一般的範囲に含まれるが、管轄の既存の法的先例は—Bの法務部門が後に決定するように—Aの特定の損失はカバー範囲から排除されているというものであつた。その法的地位を探求しつつ、被保険者との和解を遅らせるよりも、BはAの請求に支払い、Cから求償を求めた。Bは、本条により、Cに對して、Aに対する支払を回復するために、CがAに直接責めを負う範囲について、請求できる。

設例一三 売主は、乙地を所有しており、銀行のために抵当権が設定されていた。売主は、買主と、抵当権の負担のない乙地を売却することを合意した。買主は、取引の代理のために弁護士を雇つた。弁護士は、翌日銀行に返済するという売主の強い言動に影響され、売買代金全額の小切手を売主に引き渡した。弁護士は譲渡証書も作成したが、売主は抵当債務の返済をしなかつた。業務過誤の訴訟の先手を打つつもりで、弁護士は、自己資金で銀行に支払いをした。弁護士は、売主から、本条により、回復ができる。

設例一四 公的施設は、原子力発電所を解体するために請負人を雇つた。保証人は、約束証券 (payment bond) を発行した。

それには、請負人が不払いの際に、保証人が下請負人に支払うことを公的施設に約束するものであつた。五ヵ年プロジェクトの三年目に、請負人の履行と資力に疑いが生じた。遅延と、不払いからの損害を最小化するために、施設と請負人は、施設が、請負人の債務の若干を引き受け、その後は、下請負人と直接交渉することを合意した。この再構成の一部として、施設は、既に供給された資材について下請負人に負つてゐる千万ドルを支払つた。施設の支払は保証人の知るところだつたが、求償についての合意はなかつた。請負人はついに無資力となつた。請負人の下請負人に対する債務が弁済されていたので、保証人は、約束証券の下で、施設に對して何ら債務を負つていなかつた。施設は、本条により、施設の下請負人に対する支払が、保証人がそうでなければ義務を負つたであろう額を減少させた限りで、保証人に対し請求できる。

e. 保険者の代位、付加的場合

設例一五 育成者は、仲買人に、アルファアルファの干し草を売却した。仲買人は、厩舎に転売した。厩舎が競走馬に与えたところ、干し草が有毒な虫を混入していて、馬の死を招いた。仲買人の保険者は、百万ドルで厩舎と和解し、育成者と仲買人に対するすべての請求の免除を得た。保険者は、育成者からこの額の全部もしくは一部を回復しようとする。保険者は、育成者に対して、本条により、育成者が仲買人に対して—ワランティ違反か共同不法行為者間の負担部分求償（二二三条）として—負つたであろう範囲で管轄法により、請求できる。

設例一六 Aは、Cの不法行為責任に対する保険をした。DがCを訴えたが、それは出訴期限法で排除されるものであった。Aは、Cを弁護するためにBを雇つたが、Bは訴訟の答弁を怠つた。DはCに対する欠席判決を得て、Aはそれに応じて支払つた。管轄法では、Bは業務懈怠によつてCに対して責任がある。しかし、Aに対しては、業務懈怠でも契約違反でも責任は負わない。Aは、Bに対して、本条により、請求ができる。

設例一七 第一次保険者AとBは、Cを、別々に、同じリスクに対して同額で保険した。Cは、おののおのが訴訟で答弁するよう要求した。もし保険範囲であれば、それぞれの保険は、保険者に、完全な答弁をするよう義務づけている。Bは、保険範囲に入ることを否定し、答弁を拒絶した。Aは、答弁した。のちに、両方の保険の保険範囲であることが判明した。AはBに対して、本条により、自己が答弁する際に適切に費やした額の半分を請求できる。

f. 債務の他の原因

設例一八 市は、法に定められた通り、校舎からアスベストを除去した。市は、業者は、第三者からの訴訟で、不法行為責任として、同じ危険の除去を求められ得たと主張して、アスベスト業者から除去費用の求償を求める。市は、本条により、業者に対して請求できる、但し、市が、自己の行いが、業者が直接第三者に対して負うものであることを証明できる限りで。

設例一九 売主は、丙地を買主に、隠れたりーエンがない旨のワランティ付きで、売却した。買主を代理する弁護士は、隠れた

リーエンが存在しないことを確認する権原報告書を作成した。実際は、丙地は、五千ドルの未払税のためのリーエンに服していた。弁護士は、リーエンを解放するために、税を支払った。弁護士は、本条により、五千ドルを回復するために、売主に請求できる。

設例二〇 Aは、Bを自動車事故で傷つけ、Aにその責任があつた。Bの傷害は、医者Cの医療過誤で増悪した。管轄法は、Bの傷害についてすべてをAの責めとしていた。また、AとCを共同不法行為者として扱わなかつた。Aは、Bに、事故から派生するすべての請求の和解として百万ドルを支払い、Cに回復請求した。Bが適切な治療を受けていれば、Bの損害は、一〇万ドルとなるはずであつた。Aは、Cに対して、本条により、和解の付加額を回復できる、CがBに直接責めを負う額を超えない範囲で。

設例二一 顧客は、銀行で、百ドル小切手を提示して支払いを求めた。出納係は、誤つて二百ドルを支払つた。その日が終了する際に、口座に百ドル不足があることに気づき、出納係は、銀行に百ドル支払つた。出納係は、本条により、顧客から一〇〇ドルを回復できる。

g. 第一次義務と第二次義務

設例二二 保証人は、ある公共事業に関して、市が区に対して負う債務をカバーする、履行と支払の保証証書を発行した。一部の履行の後、頓挫したが、その過程で、市は、隣接する土地所有者に財産損害を惹起した。区は、市が不履行状態にあるとして、保証人に履行を求めた。作業を完成させるために、保証人に雇われた、請負人は、隣地所有者の損害を修復した。市は、保険者によつて発行された、商事一般責任保険によつてカバーされていた。裁判所は、以下の認定をした。市の地主に対する責任は、保険者の保険の範囲内であること、責任保険はこのリスクに関して、第一次的であること。保証人は、保険者に対して、本条により、保険者が負うはずであった費用部分の回復ができる。

設例二三 雇用者は、保証人から、被用者についての身元保証契約を得た。被用者は、雇用者に対して支払われる小切手の雇用

者による裏書を偽造して、支払人である銀行から支払を受けた。横領が明るみに出で、保証人は雇用者の損失を補てんした。保証人は、横領に関して、銀行に対する雇用者の請求に代位できるという理論に基づき、銀行からの求償を求める。保証人は銀行に対し、本条により請求できる。銀行を一次責任者、保証人を二次責任者と扱うことは、銀行を、雇用者の直接訴権に責めあるものとする法の図式の存在と、雇用者の身元保証の利益を銀行に与えるという変則により、正当化される。

設例二四 荷送人は、運送人に、汽船による輸送で、綿百梱を引き渡した。荷送人の商品についての利益は、保険者により、すべてのリスクに対して保険されていた。運送人の、最初の五〇梱についての運送証券は、川の危険を除き、ニューオリンズでの引渡しを約束していた。次の五〇梱については、同様だが、川と火災の危険を除くとなっていた。商品は、輸送中に火災で滅失したが、運送人には責めのないものであった。保険者は、荷送人に、百梱の価値を支払い、運送人から求償する。保険者は、本条により、運送人から、五〇梱の価値だけ、回復できる。

設例二五 所有者は、銀行から借りた金で家を購入した。そのため、銀行に、家の一番抵当権で担保された約束手形を与えた。保険者は、一〇万ドルの持ち家保険を、所有者と銀行のために発行した。家は、火災で滅失したが、その当時の抵当債務の元本残額は六万ドルであった。保険者は、銀行に六万ドルを支払い、所有者の請求は拒絶した。所有者による訴訟において、保険者は、火災が所有者による放火であるとの確認判決を得た。したがって、所有者は、保険による権利を有しない。保険者は、所有者に対して、本条により、銀行の、約束手形と抵当権の下での権利に代位して、銀行に対する支払いを回復できる。

設例二六 貸借人は甲地を賃貸借契約に基づき占有している。そこで、貸借人は、貸借人による利用から生じたいかなる損失も賃貸人に保証することを約している。甲地に発する火災が、貸借人の過失なくして、同じく賃貸人により所有されている隣地、乙地を損傷した。賃貸人の保険者は、乙地の損害を支払い、貸借人から求償しようとする。裁判所は、貸借人は、不法行為責任はないが、賃貸借の補償条項はこの損失をカバーすると判断した。保険者は、本条により、貸借人に、賃貸借の下での賃貸人の権利に代位することで、請求できる。

設例二七 売主は、条件付売買の合意に基づき、買主に設備を引き渡した。当事者の合意によれば、買主の占有下にある限り、

買主が損失のリスクを引き受けたこととされた。買主は、両者のために保険をかけた。しかし、売主のために賠償条項を入れることを怠った。商品は火災で滅失した。売主の保険者は、売主に、未払の契約代金額を損失として支払い、買主に、売買契約に基づく売主の権利を代位して、求償を求める。買主は、売主は、保険者から賠償を得ているので、買主に対する代位できる権利はないはずだと防御した。保険者は、本条により、買主から、未払契約代金相当額を回復できる。

設例二八 下請負人の装備と資材は保険者によつて灾害損失に対して保険されている。下請負人は、ある建設プロジェクトのために請負人と合意した。その条項により、請負人は、下請負人のために、自らの費用で、災害保険を取得することを合意した。これは、建設現場での下請負人の装備と資材をカバーするものであつた。請負人は、かような保険を取得することを怠つた。現場からの火災が下請負人に属する装備と資材を破壊し、二万五千ドルの損害を生じさせた。下請負人は、請負人から賠償を要求した。請負人は拒絶。保険者が下請負人に支払い、請負人からの回復を試みる。保険者は、本条により、請負人に請求できる。請負人を一次負担者 保険者を二次とすることは、当事者の合意に対応しているため、正当である。

設例二九 爆発と火災が所有者の建物を破壊し、傷害と人命喪失を引き起こした。公衆の安全のために市当局は、緊急隊を派遣し、生存者の探索、死者の回収にあたらせた。その作業を援助するために、請負人を雇い、骨組みの解体と除去にあたらせた。管轄法は、市当局の、そのような行動を義務づけている。また、火災で破壊された建物の所有者に、解体と除去を義務づけていれる。もし市当局が介入しなかつたら、所有者は、同じような義務を負担していたであろう。所有者と市当局の重複する義務を比較した場合、裁判所は、義務の程度は同等と判断した。すなわち、所有者は、市当局の緊急介入で不当に利得してはいないと、したがつて、市当局は、所有者から回復することはできない。

設例三〇 貸借人に貸与されている、所有者の船は、もっぱら責めある不法行為者との衝突で、損傷した。不法行為者は、物理的損傷について、所有者に対して責めを負い、利用喪失については、貸借人に對して責めを負う。不法行為者によつて負担され、修理は、乾ドッキングと船体再塗装を含んでいた。これらは、貸借人が賃貸借契約の下で、せねばならないものと重複していたので、その費用を節約することができた。不法行為者は、この点から、利用喪失の請求に対し、相殺を試みたが、裁判所

は、不法行為者の義務が一次的であると判断した。

h. 被告の責任の範囲

設例三一 参加者のために、健康基金を管理する連合が、たばこ会社を訴え、喫煙に関連した疾病の結果、参加者に与えられる医療費の増加が生じているとして、その回復を求めた。連合は、たばこ会社が一次的に責めを負う義務の解放は、たばこ会社の不当利得となり回復の権利を与えると。しかしそのようない義務の立証はなかつた。連合は、たばこ会社に対して、本条による請求を有しない。

設例三二 所有者の毛皮のコートは、その価値全額の二万五千ドルで保険されていた。所有者は毛皮をドライクリーニング店に預けた。所有者とクリーニング店の寄託契約は、コートの価値を百ドルとし、クリーニング店の責任をこの額に制限していた。

クリーニング店は保管スペースが足りなくなり、コートを倉庫業者に預けた。そこで寄託契約は、コートを一〇ドルとし、その限度に倉庫業者の責任を限定していた。コートは、倉庫業者の過失で紛失した。保険者は、所有者に二万五千ドルを支払い、この額を倉庫業者から回復しようとする。段階的な寄託を解釈して、裁判所は、クリーニング店と倉庫業者の合意は、所有者の倉庫業者に対する権利を制限するためには効力がないとしたが、所有者の倉庫業者に対する権利は、クリーニング店に対する権利より大きくないとした。保険者は、本条により、倉庫業者に百ドルを請求できる。同じ額をクリーニング店にも主張できよう。

設例三三 Aは、Bとの車の衝突でがをした。衝突については、両者に過失があつた。州の人道サービス局は、Aの医療について五万ドルを出費した。AはBを過失について訴えた。AとBは、Aの医療請求を除き、和解した。州は、責任ある者に対し五万ドルについて、本条による請求を有する。州の請求に対して弁護するに際し、Bは、彼の、Aの医療についての責任は、Aの過失により、減少もしくは消滅したと主張できる。その結果、Bの州に対する責任は、BがAに直接訴えられ責任を負う範囲を超えない（五〇条三項）。

設例三四 保険で担保されている、所有者の家は、公益事業の過失に一部起因する火災で損傷を受けた。保険者は所有者に和解

金として一〇万ドルを支払い、公益事業から回復しようとする。陪審は、所有者の損害を一〇万ドルとし、公益事業の割合責任を八五%とした。事業の過失は、公益事業を規制する法により禁じられた行為の形式を取る。同法は、禁じられた行為の被害者は、事業から三倍額賠償を得ると規定する。所有者は事業への直接訴訟で、二五万五千ドルを回復したかもしれないが、本条による請求は一〇万ドルに限定される（五〇条四項）。

i. 訴権の時効

設例三五 所有者のビジネス建物がライバル会社による放火で損傷を受けた。火災の二年後、保険者は、保険契約に基づき損失を支払った。火災より五年後、保険者は、ライバル会社に対して、本条により、所有者への支払いを回復する訴訟を起こした。管轄法によれば、原告の損失での被告の不当利得による訴訟は、発生後六年内に提起されねばならない。ライバル会社の不法行為による場合は、三年以内である。保険者のライバル会社に対する本条による請求は、所有者のライバルに対する請求が時効にかかる日付より前に開始されなければ、時効で阻止される。

設例三六 法によって新たに課された義務を履行するために、市は、市所有のアパートの鉛塗装から生ずる健康リスクを減ずるために、かなりの出費をした。市は、この費用を塗装業者に対して、業者が第三者に対して一次的に責めを負う義務を履行したという理論で回復を求めた。本条による、市の業者に対する請求は、訴訟時に、第三者から業者に対する直接訴訟が時効にかかるといついたという抗弁に服する。

第二十五条（第三者との契約の下での補償なき履行）

b. 本請求の閾値

設例一 所有者は、社屋を修復するために請負人を雇つた。請負人は、必要な塗装を下請負人にさせた。請負人は計画が完成する前に不履行状態に陥つた。所有者は完成させるために他の会社を雇つた。請負人は、下請負人に支払うことなく、破産を申し

立てた。下請負人は、所有者から、労務と資材の適切な価値を回復しようとする。所有者は、今までの支払いが当初の契約代金と等しいかそれ以上であることを証明できる。下請負人は、本条により、所有者に請求はできない。

設例二 設例一と異なり、所有者の請負人との契約内容は重要な箇所で、所有者の指図で完成したものと一致していなかつた。

従つて、所有者の出費合計と原契約との比較は、決定的ではない。作業の進行と所有者の支払過程を検討して、裁判所は、所有者は、下請負人の作業の利益を、誰に支払うことなく得ていると認定した。下請負人は、本条により、所有者に対する労務と資材の適切な価値もしくは、請負人との契約による定額代金のいずれか低い方を回収できる。

設例三 買主は、新たに建築された家屋の購入について開発業者と、樹木の植え付けについて植木屋と契約した。植木屋は、家屋の完成前に自己の植え付けを完了させ、買主に、千ドルの請求書を送付した。家屋売買締結の日の直前に、買主が死亡した。

植木屋の請求書は支払われなかつた。開発業者は、買主の遺産との合意で、契約を解消し、両者はお互いに何も負わないこととした。開発業者は、樹木も含め、他の買主に売却した。植木屋は、開発業者から回復しようとする。植木屋の作業で不動産は千ドルの価値を増している。開発業者は、家屋の再売却により、この付加価値のうちの五百ドルを得た。裁判所は、植木屋はなお買主の遺産との間で有効な契約を有していると認定した。開発業者が植木屋の損失で利得しているにもかかわらず、植木屋は、開発業者に対して、請求ができない（二五条二項（b））。

設例四 建築業者は、進行に従い、大きなクレーンが必要となる建築プロジェクトについて、その供給のために、週千ドルで、クレーンサービス業者と契約した。サービス業者は、自己の在庫から必要なクレーンを提供できず、建築業者に、自己の計算で、第三供給者から、クレーンを借りることを助言した。仕事に適するクレーンは週三千ドルであつた。建築業者は、その週について、契約による千ドルをサービス業者に支払つた。サービス業者は供給者に支払うことを怠り、破産した。供給者は、建築業者から回復することはできない。

設例五 仲買人は、売主が負担する手数料と交換に、売主の財産を売却することを合意した。仲買人の努力は、売主と買主の取引に結実した。売主は、仲買人に手数料を支払わずに、無資力となつた。買主の売主との有利な取引は、仲買人の介入がなけれ

ば生じなかつたが、仲買人の買主に対する、本条による請求は存しない。この場面での回復は、買主に、当事者がそう理解したところの、売主が負担すべき義務を負担させてしまうことで、取引の基礎を変更してしまう。

設例六 父親は銀行によって発行されたクレジットカードを保有している。父親の指図で、娘は、自分のための贈り物として高価な宝石を購入するためにカードを利用した。クレジット合意によれば、娘のカードの権限ある利用は、父親の銀行に対する無担保債務となる。父親は、クレジットカード債務は残したが、遺産はなかつた。銀行は、本条による娘への請求を有しない。ここでの回復は、与信や贈与の基礎を変更して、当事者が理解したところの、父親のみと考えた債務に娘を服させてしまう。

c. 不当利得

設例七 家主の同意なく、建築業者は、賃借人との合意に基づき、家主の商業建物に、暖房と冷房の設備を設置した。その費用は、六万五千ドルであった。賃借人は賃料不払いに陥り、建築業者に支払うことなく退去した。建築業者は、家主から、設備の価値を回復しようとする。建築業者によって供給されたものの一部は一般の商業ユニットであり、容易に取り外せ、他の建物に設置できるものであった。このユニットの減価した価値は、一万八千ドルであった。他の、固定した設備は、賃借人の立場にあれば三万ドルの価値があつたが、家主にとつては、不確かなものであつた。建築業者は、本条により、家主に対して、一万八千ドルを回復できるが、家主はこれを設備の除去の許容で満足させうる。

設例八 商人は、小作人と契約し、甲地の春の作付けのために必要な肥料を千ドルで供給した。この肥料が用いられ、作物は植え付けられた。小作人は、当期が終了する前に小作をやめ、収穫物について地主と清算する利益を放棄し、商人に支払わずに退去した。地主は甲地を第三者に貸し、小作人によって植え付けられた作物を売却した。これで、小作人の不払いによって失われた収入以上に、五千ドルの利益があつた。商人によって供給された肥料がなければ、甲地は全く生産ができなかつたはずであった。商人は、地主に千ドルの回復ができる。

設例九 所有者は甲地の買主を見つけるために、売買代金の5%を支払うという合意で仲介者を依頼した。仲介者は、サブ仲介

者が甲地の売却の原因となる場合には、サブ仲介者と手数料を半々にする合意をした。所有者は、甲地を百万ドルで、サブ仲介者による買主に売ることになった。しかし、仲介者は、取引の過程で、所有者に対する忠実義務に違反したが、サブ仲介人がいたため、違反によって所有者は害されなかつた。しかし、所有者の仲介者に対する手数料支払義務は消滅した。サブ仲介者は、本条に基づき、所有者に対する自己のサービスの価値を回復できる。但し、仲介者との契約で得られたであろう額（二万五千ドル）を超えるべきではない。

設例一〇 地主との賃貸借契約によると、小作人は、乙地の改良をする義務があり、賃貸借期間満了の際には地主の所有となるとされた。土木業者は、小作人と合意し、三万五千ドルでの作業を引き受けた。小作人は賃料不払いにいたり、土木業者に支払うことなく退去した。地主は、土地を残期間さらに他人に賃貸し、最初の貸借の賃料以上に、改良部分の利用について五万ドルの利益を得た。土木業者は、本条により、地主から、三万五千ドルを回復できる。

設例一一 所有者は、建設プロジェクトの供給者を募った。売主は、カーベットの設置を申込み、所有者は合意した。その後、所有者は、請負人と一般建築契約を交わし、請負人は、既に所有者と交渉した条件で売主からカーベットを購入した。売主は、請負人との契約で、三万ドルの資財とサービスを供給した。その後、請負人は、売主に支払わないままで、プロジェクトを放棄し、破産した。所有者と請負人の契約では、所有者は、供給者が支払われていない場合にも、未払金銭を保持できることとされたいた。この権利行使して、所有者は、請負人に対する支払いから二万五千ドルを保持している。売主は、所有者に対する支払いから二万五千ドルを回復できる。もし、所有者が、他の未払供給者の権利主張を予期する場合には、競合権利確定手続（interpleader）で保護される。

設例一二 地主は、レストラン建物を借主に賃貸した。借主は、所有者の許可を得て、駐車場の再舗装を請負人にさせた。請負人は二日間で作業を終え、その価値は二千五百ドルであつた。借主は、請負人への支払いを怠り、建物から退去し、行方不明となつた。請負人は、所有者から、再舗装の費用を回復しようとする。舗装作業は、疑いなく、所有者の利益であるものの、所有者が、この時点で、作業をさせたかという証拠はなく、また、当該建物の賃貸価値を高めたかも定かではない。請負人は、本条

による回復はできない。

設例一三 建築業者は、所有者の家屋を増築し、その価値は二万五千ドルである。この作業は、建築業者と、両親の家に常居する成人の娘との間で交わされた。娘は定収がなく、建築業者に支払いを怠り、作業完成後程なく破産した。増築作業は、六か月を超え、その間、所有者夫妻はずっと居住していた。増築は、家屋の価値を一万五千ドル増加させた。建築業者は、所有者に對して、本条により、一万五千ドルを回復できる（もし裁判所が、所有者にとつて強制交換となる点を考慮する場合には、回復は、衡平法上のリーエンの形式を取るかもしれない）。

設例一四 所有者は、船を質貸した。契約によれば、エンジンの維持は、所有者が負担するとされた。エンジンが動かなくなり、取り替える必要ができた。借主は、所有者に相談することなく、供給者により新しいエンジンを取り付けさせ、五万ドルの代金を負担した。借主は、供給者に支払うことができず、破産した。供給者は、船の海事リーエンを実行しようとしたが、それは成立しないとされた。裁判所は、他方、作業は、所有者に、一万五千ドルを節約させたと認定した。供給者は、所有者に対して、本条により、四万五千ドル回復できる。

設例一五 所有者は、Aとビル建設の契約をした。Aは一部をBに下請負させた。Bはさらに、その一部をCに下請負させた。Cは契約通り履行した。Bは履行せず、無資力となつた。Cは、BからもAからも支払を受けていない。Aは所有者から全額の支払を受けているが、Aは、Cの作業部分について誰にも支払っていない。Cは、本条により、Aに対し、その履行価値の回復ができる。

設例一六 所有者は、飛行機に広範な改修を加えるためにAと契約した。Aは、内装についてBに下請負させた。Bは、仕事に取りかかる前に、所有者から、プロジェクトの経済的確実性について保証を得た。Bは実行したが、Aは怠り、プロジェクトは未完成のまま断念された。Bは所有者を訴え、Aとの契約で負う額を回復しようとした。所有者は、Bとは、契約による責任はない。所有者の利益を算定することの困難が回復訴訟を二義的なものにするが、裁判所は、所有者がBが仕事に着手するきっかけを与えたながら、Bに支払うのを拒絶することの不公平さを認めた。Bは、所有者から、所有者がBの履行により利得した限り

で回復義務を負う。

料

d. 回復の程度

設例一七 丙地は低水準の石炭を含有していて、ある市場の条件下でのみ、露天掘りの収益が見込めるものであった。所有者は、採掘権を、賃借人に採掘一トンごとに二ドル五〇セントの使用料を支払う条件で与えた。賃借人は、採掘人を雇い、採掘一トン二五ドルで雇つた。採掘人が八千トン採掘したあとで、賃借人は所有者にも採掘人にも支払わないで、作業を中止した。石炭売却の計画は立ち消えとなり、石炭は採掘場で野積みとなつている。採掘人は、その作業の価値を所有者から回復しようとする。

丙地は、理屈の上では、石炭八千トンの採掘で改良されたといえるけれども、現在、このレベルの石炭の市場が存在しない。採掘人の履行の、所有者にとっての将来価値も不確かである。採掘人は、本条による回復はできない。

設例一八 所有者は、レストラン建物を賃借人に六〇か月間、月五千ドルで貸した。この契約は、賃借人に、一定の改良を許容し、改良費用は、二万五千ドルを超えない限り、賃料から控除できると規定していた。賃借人は、建築人を雇い、許容された改良を二万五千ドルで施工させた。賃借人は賃料不払いとなり、所有者にも建築人にも支払わないで、破産した。所有者は、建物を他人に月四千ドルで再賃貸した。建築人の改良は、ほとんどの賃借人にとっての建物の価値を高めてはいない。建築人は、所有者に対して回復できない。

f. 競合する場合の優劣

設例一九 商人は、債務者によつて運営されるビジネスに定期清算勘定 (open account) で商品を供給した。銀行は、債務者の活動に融資しており、債務者のすべての動産に担保を設定していた。債務者は営業を停止し、破産した。債務者の銀行に対する担保された債務額は、債務者の動産価値を上回つていた。債務者の商人に対する無担保債務額は二万五千ドルであり、商人は破産手続において、何ら回収できなかつた。商人の、債務者への信用拡張の結果は、銀行が債務者の担保を売却して、さらに二万

ドルを実現するということに終わった。商人は、本条により、銀行に請求できない。商人の損失での銀行の利得は、動産担保の設定を支配する法制度の予測され、許容された結果であるからである。

設例二〇 設例一九と同様だが、銀行は、債務者の無資力化を予期していたが、銀行の担保を増やす意図で、商人による無担保信用の拡大を鼓舞していた。銀行が商人と債務者の取引に関与したことは、裁判所に、合意による優先権があるにもかかわらず、銀行が不当に利得したと判断させるかもしれない。たとえ、事実が不実表示やエストツペルによる責任を支持しないとしても。

第二十六条（原告の財産の保護）

b. 分割所有権

設例一 AとBは甲地の共同保有者である。この財産は抵当権に服している。Aが占有している。Bは追い出されたわけではなく、よそで住むことにしている。Aは、抵当権手形を支払い、税、保険、必要な修繕の費用を払つてきた。Aは、Bにこれらの出費の分担を求めたが、Bは拒絶した。Bは、本条により、Aの出費の分担割合について回復の義務を負う。共同保有状態が続く限り、Aの救済は、甲地のBの利益の上への衡平法上のリーエンの実行に限定される。換言すれば、Bの回復責任は、Bの利益の価値を超えることはない。Aが占有し、Bがしていないので、Bの責任が甲地の賃貸価値により調整される範囲は、当該地の物権法による。

設例二 設例一と同様だが、Aは、甲地に有益な改良を施し、Bにその分担を求める。Aは、共同保有が存続する限り、改良については、回復の権利を有しない。土地が後に売却された場合には、Aの代金の取り分は、(i) Aの改良価値か、(ii) 費用のいずれか低い方を反映する。甲地が、分割される場合には、裁判所は、不当利得を避けるために、Aの改良した部分をAに配分するだろう。いずれの回復も、本条のものというより、三〇条二項のルールによる。

設例三 賃貸人がしないので、賃借人は、乙地に対する税を支払い、建築委員会により命じられた修繕を実行した。裁判所の認定では、この賃借は、必要な修繕は、賃借人の責任であり、税は賃貸人の責任とされた。賃借人は、賃貸人に対して、本条によ

り、税務署の請求に代位して、税について回復できる。しかし修繕についてはできない。

設例四 丙地は、A、B、C、Dの同じ割合での共同保有である。銀行の抵当権に服している。抵当債務が不履行状態である。銀行は、すべての当事者に通知をした上で、実行手続を開始した。Aは、他の保有者が何もしなかつたので、丙地を銀行抵当から買い戻した。その後しばらく、B、C、Dは、Aの買い戻し費用の分担請求に服しつつ、丙地におけるそれぞれの利益を主張するオプションを有した。Bは、合理的な期間内にAに通知した。C、Dは、丙地が突然価値を高めるまで、さらに一年そのことを無視した。以上により、Aは、Bの四分の一の持分に服する、丙地を保有している。Bの持分は、B自身の、買い戻し費用の四分の一分担債務を担保する衡平法上のリーエンに服する。C、Dは、Aの介入の利益を請求することにおける不当な遅延ゆえに丙地の権利を失う。

設例五 Aは、甲地の生涯保有者である。Bは残余権を保有する。市は、甲地について、道路と下水の改良について課税する。Aは、Bが拒絶したので、単独でこの税を支払った。Aは、Bの残余権の上に、Bの分担債務を担保する衡平法上のリーエンを有する。

設例六 Aは乙地を所有している。Bの抵当権と、Cの賃借権がこの順で設定されている。Aは、抵当債務の支払いを怠り、Bは実行するそぶりをしている。Cは、自己の賃借権を保護するために、AのBに対する債務を支払った。Cは、Bの、Aと乙地に対する権利に代位できる。

設例七 Aは丙地を所有し、Bの賃借権に服する。Bの賃借権はCの抵当権に服する。Aは、Bに建築ローンを可能にするために、丙地に関する自己の復帰権をC抵当権に従属させることに同意した。Bは抵当債務の支払いを怠った。Aは、自己の所有権を確保するために、BのCに対する債務を支払った。Aは、Cの、Bと丙地に対する権利に代位する。

設例八 Aは、甲地の表面を所有し、Bは地下の鉱物を保有する。地表と鉱物は、課税目的で別々に評価され、しかし、未払税のリーエンは甲地全体にかかる。Bは、地下財産を保護するために、Aの未払税を支払った。Bは、本条により、Aのための税支払いを回復できる。地表に対する税リーエンへの代位を介して実行可能。

設例九 Aは乙地にBのために抵当権を設定した。その後に、土地をCに生涯権として譲渡し、残余権をDに与えた。Cは、抵当利息も財産税も支払わなかつた。Dは、自己の残余権を保全するために、利息と税を支払つた。Dは、本条により、支払額を回復できる。税リーエンとB抵当権への代位により、Cの生涯権に実行可能。

設例一〇 設例九と同様だが、Cは、所有権に関するすべての費用を支払つた。加えて、Cは、B抵当権の元本も支払い、Cの生涯の債務も償還した。該当地の法によれば、税、保険料、抵当利息は、Cの責任であるが、元本支払いについては、CとDの間で、Cの余命に応じて配分される。Cは、Dに対して、Dの残余権に対するBのリーエンへの代位を介し実行可能な形でDの元本債務の分担について回復できる。

設例一一 母は自分のために父の生命保険を締結。もし母が長生きすれば、自分が受け取り、そうでなければ、子のA、B、Cが受け取る。母は、保険料の支払いができなくなり、Aは、保険を有効に維持するため、支払いをした。さらに、母が父より先に亡くなるまで、保険料の支払いを続けた。父の死に際し、Aは、本条により、B、Cに対して、Aが支払つた保険料の分担額を回復できる。

c. 隣接所有権

設例一二 Aは、Bの隣接土地上に地役権を有する。地役権は、両者によつて利用される通路に関する。いざれも、通路の必要な修繕の権利がある。修繕した者は、本条により、他方に対して、出費の分担分について回復できる、通路の利用度に応じて。

設例一三 A、B、C、Dはある区画の隣接所有者である。おののがE土地上を通行できる地役権を有する。通路が荒廃したので、AとBは、Eの同意の下で、CとDの反対を制して、通路を舗装し拡張する改良を施した。AとBは、本条により、CとDに対して、必要な修理についての分担を請求できる。割合は、利用度による。しかし、共有者が同意しなかつた、(修繕と異なる)改良費用については、回復できない。

設例一四 AとBは、隣接する、川岸を所有している。氾濫が危惧されたので、AはBに両地を保護する堤防を建築することへ

の参加を求めた。Bはそれを拒絶。Aは堤防を建築し、それで両地は、洪水の際に保護された。Aは本条によつてはBから回復することはできない。二一条によつてもできない、AはBの拒絶にもかかわらず実施したからである。もし、AとBが共同保有者であれば、Aは、本条により、分担分の回復ができる。

d. 衡平法上の利益と限定された利益

設例一五 Aは、甲地の所有者であり、B、C、Dに対する約束手形を担保する抵当権がこの順で設定されている。Bに対する手形が不履行となり、Bは実行を予告している。Dは、自己の三番抵当権を保全するために、AのBに対する債務を全額支払つた。Dは本条によりAに請求でき、Bの一番リーエンへの代位により実行可能。代位は、同時に、Dの損失でのCの不当利得をも阻止する。

設例一六 所有者の船の抵当権者は、未払乗組員の賃金の資金を提供する。抵当権に優先する賃金リーエンの付加を阻止するためには、抵当権者は、所有者に対する本条により、融資資金を回復できる、抵当権者の介入がなければ生じたであろうリーエンへの代位によつて担保されつつ。

設例一七 地主は乙地を賃借人に貸す。賃借人は、銀行から、借財し、その担保として、利用権に抵当権を設定する。賃借人は賃料支払いを怠る。地主の復帰権に対して抵当権を保全するために、銀行は、賃借人のために賃料を支払う。銀行は、本条により、賃借人に請求でき、地主の権利への代位を介し実行可能。

設例一八 AはBに信用を与え、動産に担保を取つてある。Bが怠つたため、Aは、担保動産について、税や保険料を支払う。Aは、Bに対して、本条により、Aの担保利益を保護するための合理的出費の回復ができる、動産に対するリーエンによつて実行可能。

設例一九 Aは、丙地の税の支払いを怠る。Bは、丙地を、滞税処分で取得し、税を支払い続けた。法で認められた一年以内に、Aは、丙地をBから代金と法定利息で買い戻した。BはAに対して、本条により、売却後の税を回復できる。税リーエンへの代

位で実行可能。

設例二〇 買主は、売主から甲地を購入したが、買主から売買を解消できる条件付だった。譲渡税は、売主が負担するが、売主はその支払いを怠った。法によれば、税は、買主の解消訴訟の前に支払わねばならなかつた。自己の解消権を保全するために、買主は、税を支払つた。買主は、税額を回収するために、売主に対して権利を有する。

e・不確定な利益と争いのある利益

設例二一 乙地は、抵当権が設定されているが、母によつて生涯保有されていた。残余権は、母より長生きすれば、娘、そうでなければ、いとこに与えられる。母が抵当手形を払うことができなくなつた時、娘は、自己の不確定な残余権を保全するために、債務を支払つた。娘は母よりも先に亡くなつた。娘の遺産は、いとこに対して、いとこの残余権に帰しうる抵当元本の割合につき請求できる。遺産の請求は、抵当リーエンへの代位で実行可能。

設例二二 兄弟AとBは、共同生活について保険を掛け、生存者の財産に支払われる。兄弟は、共同生活中、保険を維持することで合意し、保険料を等しく分担した。数年後、Bは、保険料の分担を拒否した。Aは、その後も保険を維持するために全保険料を払い続けた。Bは先に亡くなつた。Aは、Bの遺産に対して、Bの違約の日から死亡の日までの保険料の半分を回復できる。

設例二三 AとBは、Aの名で登録されている、XYZ会社の株の保有について争つている。訴訟が始まつた時、XYZは、発行株式を評価することで増資した。そうでない株式は会社によつて額面で買い戻された。Aは、自己の利益を保全するために、争いのある株の評価額を支払つた。株式は、最終的にBの所有と判断された。Aは、本条により、Bに対して、評価の額について請求できる、Bの株式に対する衡平法上のリーエンにより実行可能。

設例二四 AとBは、Aが占有している、甲地の所有を争つている。訴訟が係属している間、Aは、甲地の税を支払い、若干の改良を施した。裁判所は、権原はBにあるとした。Aは、本条により、Bに対して、支払つた税の回復ができる、税リーエンへの代位で実行可能。Aの税の請求は、Aの利用価値と相殺されうる。甲地になされた改良は、Bの逆の要求を知りながらあり、

第二十七条（原告の所有権取得の期待）

d. 契約もしくは所有権譲渡に基づく期待

設例一 売主は買主に甲地を売却し、買主は、引き渡しを受け、税、修繕、改良の費用を出捐した。その後売主は、自己の法的無能力（二六条）を理由に移転を取り消した。買主は、売主に対して、本条により、税、必要な修繕、さらに、改良については、費用か価値の低い方を回復できる。

設例二 売主は、乙地を買主に売却し、買主は改良費を出捐した。その後、買主は、土地の現況が譲渡証書の記載と一致していないことを発見した。買主は、売主の善意不実表示を理由に、譲渡を取り消した。買主は、売主に対して、本条により、改良費用か価値の低い方を請求できる。売主に詐欺があれば、買主は、改良について、費用か価値の高い方を請求できる。

設例三 売主は、買主に、荒廃地を売却し、買主は、ここでホホバの木を商業生産する計画である。契約は、両者の誤った想定、すなわち計画実行のための水資源が十分得られるという想定の下で交渉された。買主は、二五五ドルの改良のための出捐ののち、契約の取り消しを訴える。裁判所は、共通の錯誤による取り消しと回復を認めた。買主の、土地の再譲渡による、代金回復請求は、三四条による。買主の改良は、土地の価値を一〇万ドル高めていた。買主は、売主に対して、本条により、二五五ドルの出費のうち、一〇万ドルを回復できる。

設例四 売主は、口頭で、買主に、乙地を売却する契約をした。売主の知らぬ間に、買主は、購入を予想して、土地を改良するために、五万ドルを費やした。買主の出費の効果は、乙地の価値を四万五千ドル増加させたことであった。その後、売主は、契約を否定し、乙地の譲渡を拒絶した。買主の、契約を強行する行為は、詐欺防止法で禁じられていたが、買主は、本条により、売主に移転された利益の回復ができる。売主の利得の程度は、売主が買主との契約を否定したことによる過失があるか否かに依存する。もし、売主に過失がない場合には、回復は四万五千ドルを超えない。もあるならば、裁判所は、買主の五万ドルを売主の

利得と見ることができる。

設例五 売主は、買主に、丙地を五万ドル、分割払いで売却した。買主は、引き渡しを受け、二万ドルの改良費用を出捐したが、代金の支払いをしなかつた。売主は、買主が支払いの要求に応じなかつたため、買主に退去を求めた。買主は、本条による回復の権利を有しない。継続的な占有の期待は、代金の支払いをしない場合には、合理的なものではないから。

設例六 農夫と牧場主は、丙地の売却についての（両者がそう考えた）拘束力ある契約を交わした。農夫は、一万ドルの費用の肥料を施すことで、耕作の準備をした。この出費は、土地を同額で増価させたが、それは、農地として利用される場合であつた。意見の相違が生じ、当事者はお互いに相手を契約違反と訴えた。裁判所は以下のように判断した。どちらも違約に責任がない、そもそも彼らの想定に反し、合意は成立していなかつたから。牧場主は、土地を売却する当てもなく、占有を再開した。牧場主は、丙地を農地ではなく、牧草地として利用し、土地改良は、牧場主に何らの価値をもたらさなかつた。農夫の丙地の増価は、牧場主を利得させていないから、農夫は、回復できない。

設例七 賃借人は、甲地を、賃貸借が自分に購入オプションを与えると考へ、改良した。地主は、賃借人に退去を求め、オプションの存在を否定した。賃借人はオプションの特定履行を求めた。あるいは、賃借人は、改良価値の回復を求めた。裁判所は、賃貸借が購入オプションを含んでいないと判断したが、賃借人の解釈は合理的なものだとした。賃借人は、地主に対して、本条により、改良に帰しうる甲地の増価の回復ができる。

設例八 債務者の財産である、乙地は、公売によつて、五万ドルで、Aに売却された。Aは引渡を受け、一万五千ドルをかけて改良した。乙地売却を命ずる判決は、取り消され、Aに五万ドルが返済された。乙地は再度公売され、Bに六万ドルで売却された。第二の売買代金増加は、Aの改良の結果であった。Aは債務者に対して、本条により、売却代金から満足されるものとして、一万ドルの請求ができる。

設例九 夫は、妻への贈与として、妻の名義として、丙地を購入した。代金全額は、夫が雇用者から横領して得た資金で支払われた。資金の出所を知らない妻は、自己資金五万ドルを出捐して改良し、丙地の価値を四万ドル増加させた。事情を知つて、雇

用者は、擬制信託による丙地の所有を主張した。妻は、反訴で、本条により、丙地の衡平法上のリーエンで担保され、四万ドルを請求できる。

設例一〇 受託者は、甲地を買主に売却した。買主は、この土地が信託財産であり、この売却が信託違反であることを知らなかつた。買主は、二万五千ドルをかけて改良し、甲地を二万ドル増価させた。この取引が明るみになつたとき、受益者は、買主を一七条「譲渡権限欠缺による取消し」により、甲地を回復するために訴えた。裁判所は、買主は、甲地を、受益者のための擬制信託として保有すると宣言した。裁判所は、買主は、受託者の無権限について、悪意ではないが、擬制悪意であり、善意有償買主とならないとした。買主は、受益者に対して、二万ドルの回復ができる、信託リーエンに優先する衡平法上のリーエンに担保されて。

e. 表示に基づく期待

設例一一 父と母は、乙地の共同保有者であるが、息子と義理の娘に、この土地の一角に家を建てるよう勧めた。息子と義理の娘は、一〇万ドルの改良費を出捐し、五年後に婚姻が解消されるまで、乙地に居住していた。その後の訴訟で、義理の娘は、父と母はくりかえし、改良された土地は自分と夫に与えられるか、遺言によつて残されると約束したと主張。父、母、息子は、すべて、そういう約束がなされたことを否定した。約束かどうかはともかく、改良は、父と母の知るところでなされ、改良された土地が自分たちのものとなるという合理的な期待の下でなされたことは認定された。息子と義理の娘が等しく寄与した、改良は、乙地を少なくとも一〇万ドル増価させた。義理の娘は、父と母に対して、本条により、五万ドルの回復をなしうる、乙地に対する衡平法上のリーエンに担保されて。

設例一二 母は息子に、もし自分の家に、増築するならば、そこで住むことを認め、死後は、所有権を譲渡すると言つた。息子は、要求された改良を三万五千ドルで施し、同額の増価を与えた。母は、約束を破り、家を娘に一ドルで売却した。娘は息子を退去させた。母の譲渡するという約束は強行不可能であつた。息子は娘に対して、本条により、三万五千ドルの回復ができる、

家の衡平法上のリーエンに担保されて。

設例一三 売主と買主は、農場の売買について、長い交渉をしていた。買主は、引渡を受け、頭金を支払い、売主は、買主に農場経営を開始するよう勧めた。買主は、修繕、改良、植栽の費用を出捐した。交渉は袋小路となり、買主は、土地を退去した。売主は、買主が植えたものを収穫した。買主は、本条により、買主の出費の結果、売主で実現された利益について請求できる。

設例一四 父は、息子と義理の娘と同居するため、甲地を購入した。父は、頭金五千ドルを支払い、手形を振り出し、代金について二〇年の抵当権を設定した。息子と義理の娘は、直接、税、保険、維持費を出捐し、抵当手形の満期額について、毎月父に支払いをした。父は、息子と義理の娘に以下の条件で土地を譲渡すると申し出ていた。すなわち、五千ドルの頭金の支払いと、未払い抵当債務の引き受け。しかしこの提示は一度も実行されなかつた。一四年後、義理の娘は退去した。父は、二ヶ月後、土地を売却し、抵当債務額を超える一〇万五千ドルを実現した。義理の娘は、この金銭を請求した。裁判所は、父親のよい条件で譲渡する提案は、契約にも贈与にもならず、損失をもたらす信頼を引き起こしてもいいとした。しかし、本条により、回復できることとした。息子と義理の娘が等しく寄与したこと、甲地の賃貸価値が税などの費用の総額と等しいという仮定の下で、義理の娘は抵当元本債務支払いの半分を回復できる。再売買の利益は、善意受領者としての父が回復責任を負わない、付隨的利息である。

設例一五 Aは乙地をBに譲渡した、代金債務を抵当権で担保された手形を受け取り。Bは何度か遅延を繰り返した後、Aに、この債務を支払えないと連絡してきた。Bは債務の清算のために乙地を引渡すことを申し出た。Aは申し出を承認し、土地を引き取り、他の買主への売却を予期しつつ、修繕や改良を施した。Aは、権原がBに残っていることを知っていたが、Bが買い戻しの意図がなく、Aの抵当権実行に抵抗する意図もないと期待していた。実行の前夜に、事情を知るCがBの利益を名目的額で取得し、Aに買い戻しに必要な額を提供した。Cは買い戻しの権利があるが、事情を知るため、善意有償買主の地位は認められない。CはBの地位を取得するが、本条による、修繕、改良に関するAの請求に服する。

設例一六 ある宗教運動の支持者たちが、人里離れた土地を取得し、リーダーによつて管理される信託に譲渡した。支持者たち

は、その後、信託から割り当てられた土地を占有し、改良した。その際の合意として、(i)支持者は、土地に権原を有しない、(ii)失去する場合は、改良についての権利を失う、(iii)支持者は割り当て地に生涯居住できる、というものであつた。運動の分裂が生じ、信託は、若干の支持者に退去を要求した。裁判所は、支持者の法的利益は、任意終了保有権に限定されていること、しかし、望む限り居住できる正当な期待があつたと認定。信託の代表者が強行できる契約を結ばなかつたとしても、支持者は、本条により、改良によって増加された価値について、信託に請求できる。

f. 既存の地位もしくは関係に基づく期待

設例一七 小作人は、甲地を、毎年賃貸借契約を更新して、二〇年間、耕作してきた。賃料についての定期的な調整条項を協定し、地主と小作人は、慣習的に、一月一日に始まる十二か月の賃貸を毎十二月に締結してきた。小作人は、九月に、種、肥料、などに一万ドルをかけて、冬小麦を植え付ける。地主は、十月に亡くなり、甲地の権原は相続人に移転した。相続人は、法と契約に定められた通知をした上で、契約は更新されないことを小作人に伝えた。小作人は、十二月三十一日に明渡した。相続人は、七月に小作人の最後の作物を収穫し、一万五千ドルを得た。小作人は、相続人から本条により、一万ドルを回復できる。

設例一八 賃借人は、所有者甲から、鉱物を含む乙地の八分の一を賃借し、残りの八分の七をそれらの所有者から賃借した。賃借人が自己負担でこの土地を探索したところ、有望なガス田を発見した。賃借人は、事務的な手違いで、甲に対する適切な使用料を払うことを怠り、その結果、賃貸借は終了した。(賃借人は、再貸与を申し入れたが、甲は同意しなかつた。) 賃借人のガス田の開発は、土地への改良であり、賃借人は合理的に、賃貸借の条項を維持できると期待し得た。賃借人は、甲から、ガス田掘削の費用の分担額を回復できる。

設例一九 妻は、夫の生命保険の受取人と指定されていた。夫は、契約当事者であり、受取人指定を取り消す権利を有していた。夫が保険料の支払いをしなくなつてからは、妻は、自己のために契約を維持するために、払い続けた。夫は、妻に知らせないで、受取人指定を取り消した。夫の死により、保険金は、彼の遺産に支払われた。妻は、夫の遺産に対して、本条により、自分が支

払った保険料を、支払時からの利息も付して、回復できる。

設例二〇 父母は、抵当権の負担のある丙地を、共同で保有していた。父は、この家を去り、家族の扶養をしなくなつた。数年後、母は子供たちに、抵当債務の支払いを引き受けるよう求めたので、子供たちは、母の死まで定期的に支払いをした。父は、丙地を生存者財産権により取得し、丙地を売却した。子供たちが二二条二項により父に請求できるか否かに関わりなく、彼らの、両親の将来相続人としての丙地に対する利益は、抵当債務を支払うことを正当化する。子供たちは、本条により、父に対しても、支払いと利息を回復する権利がある、売却代金への衡平法上のリーエンにより担保されつつ。

g. 合理的期待

設例二一 売主と買主は、甲地（居住地であり、現在は、廃屋があるが、買主はこれを取り壊し、新築しようと考えている）の売買についての強行できる契約を結ぼうとしている。契約の締結は長引いた。当事者は、何度も、契約条項、すなわち代金、締結日、責任の配分などを修正した。九か月の後、両当事者はお互いに相手が不履行と主張した。売主は、所有権移転を拒否し、買主が有用な樹木を切り倒したことを非難し、これ以上侵害しないよう警告した。両者に言い分があつたが、買主による契約締結強制は成功するかに思われた。解決を待たずに、買主は、甲地に入り、家を取り壊し、新築のために七五万ドルを投入した。裁判所は売主の有利に判断した。買主は、新築により売主に移転した価値の回復を求めた。買主は本条による請求を有しない。彼は、かような状況下での改良が、売主よりも自分に利益を与えると合理的に期待することはできなかつた。買主による売主の財産権の無視は、衡平法上、不利となる事実である（六三条）。

設例二二 小作人は乙地を五年の期間で賃借している、不履行がない限り、存続期間中に買取オプションが行使できる条件付で、二年間耕作し、価値ある改良をした後、小作人は、賃料と税の支払いを怠つた。地主は賃貸借を終了させ、小作人は明け渡した。小作人は、不履行にもかかわらず、買取オプションを行使しようとした。選択的に、賃借期間中に加えた価値の回復を求める。裁判所は、買取オプションは、貸借終了と同時に消滅したとした。小作人は、改良が、地主の過失なく、小作人が買取オプショ

ンを行使しなかった場合に、地主に帰属するというリスクを引き受けている。だから、小作人は、本条の請求を有しない。

設例二三 Aは、丙地を滞納処分で購入し、改良した。管轄法は、以前の所有者Bに、課税証書発行後三年間の買い戻しの権利を与えている。Bは期間経過前に買い戻した。AはBから改良価値の回復を求める。Aは、Bの買い戻し権を知っていたので、改良が他人を利するリスクを引き受けている。Aは、本条により、Bに請求できない。

設例二四 Aは丙地をBに譲渡するが、売買代金を担保するための売主リーエンを留保する。Bは、Aのリーエンが付いたままで、土地の一部をCに譲渡する。Bは、Cに、Aのリーエンを解放することを約束する。Cは土地を改良する。Bは、A、Cそれぞれへの義務を忘る。Aは自己のリーエンを実行し、Cの利益を伴わない丙地を再取得する。Cは、Aに対し、改良による価値を回復しようとする。Cは、権原の状態を知っていたから、自己の改良が他人を利するリスクを引き受けている。Cは、本条による請求を有しない。(Cは、Aの実行の際に財産を買い戻すことで、自己の利益を保護できたかもしれない、代位によって、AのBに対する権利を主張することである。)

第二十八条（婚姻していない共同居住者）

c. 不当利得

設例一 AとBは一五年の婚姻の後に離婚した。一年後に彼らは再婚せずに、共同生活を再開した。これが、完全な別れとなるまで二〇年続いた。五人の子供が婚姻から生まれた。二人の子供が、非婚姻共同生活から生まれた。共同生活全期間にわたり、彼らは、社会に対し、婚姻関係にあるものとして振る舞つた。AとBは、出産の時期を除いては、正規に雇用されていた。Bは、より大きな収入を得ていたが、裁判所は、Aの労務を考慮して、当事者の、家庭の維持への寄与はほぼ等しいものとした。AとBが最終的に別れた時に、彼らの資産は、家、車、寄託証書であつたが、いずれもBの名義であつた。この管轄では、非方式婚は認められていない。また、以前に婚姻の当事者であったこと自体では、相互に経済的義務を生じない。裁判所は、家と車、寄託証書の衡平法による分割を命じうる。学説は、さらに、本条によるAのBに対する請求を含める。

設例一 AとBは、Bの農場で、同性パートナーとして一〇年間過ごした。Aは、よそでフルタイムの職を持っていたが、かなりの時間を、Bの農場の維持と、Bが経営するアンティクビジネスにつぎ込んだ。二つの事業は順調だった。関係終了に際し、Aは、Bに対し、不当利得に基づき、Bの二つの事業に対する労務提供の補償を求めた。裁判所は、Aは賃料を支払っていないこと、税や家の負担を分担していないこと、Bは、Aの個人的出費、車の支払いやカードの支払いを負担してきたこと、Aは、Bの家族のメンバーとして受け入れられており、祝日をともに過ごしたり、贈答品を受け取つたりしていたことを認定した。これらに基づき、AのBに対する労務は無償と考えられること、Aによる利益は、関係の経過のうちで、自己の受けた利益で適切に補償されていたと判断した。Aは、Bから、本条により、回復することはできない。

d. 被告の資産

設例三 五六歳の酪農家Aは、三〇歳の妻の死後、四〇歳の学校教師Bに出会った。彼らは親密な関係を築いた。Aは結婚を申し込んだが、Bは拒絶した。しかし、この関係は続き、AはBが心変わりをする希望で多くの贈与をした。Bは、Aの口座にアクセスでき、許可を得て、かなりの額を引き出した。Aは、自分の財産がBに移転する遺言を書き、農場をBとの共同保有者とする譲渡証書も作成した。Aは農場に広範な変更を加え、Bに、農場の自分の持分を譲渡した。数ヶ月後、BはAを土地から追い出し、すべてを独占し、Aには三〇〇ドルの資産のみを残した。Aは、本条により、不相当な贈与とされたものに加え、自己的土地を回復できる。

設例四 AとBは、五年の個人的関係の後、共通の家を建てる決心した。おののが、代金について、二万五千ドルを分担し、共同保有者となつた。Aは、技師として、新居をデザインした。Aは、前の住まいであったコンドミニアムを売却し、建築費用の三分の一にあてた。Bはその残余を分担した。Aはのちに、建物に対する自己の持分を放棄した。一人は、Bの新居に一年住んでいたが、BはAに退去するよう要求した。Aが拒絶した時、Bは鍵を替えることで追い出した。財産の価値は、六〇万ドルである。AはBに不当利得で訴えた。陪審は、Aは、Bに無条件な贈与をするつもりではなかつたこと、むしろ生涯そこ

で暮らす期待で計画に寄与したことを認定した。Aは本条により、Bに対して、寄与の価値を回復できる。

設例五 AとBは、婚姻せずに二〇年間暮らした。彼らは資産なく、賃貸住宅で暮らし始めた。二人とも正規に雇用されていた。のちに、数エーカーの土地上の移動住宅を取得した。友人などの助けを得て、Bは、同じ土地上に、ログハウスを建てた。土地への権原は、B名義であった。別れるに際して、Bはログハウスを九万ドルで売却した。どちらも目立った資産を有しなかつた。契約があつたという証拠はない。他方、裁判所は、Aの、自分の賃金からの家計費への寄与は、Bに、彼の収入を不動産取得に充てる余裕を与えたこと、Aの家事負担が、Bをしてログハウス建築の時間を生み出したことを認定した。結局、当事者は、等しく、この資産獲得に寄与していると。従つて、同じ割合で、衡平法上の所有者として扱われるべきだと。Aは、本条により、Bに対して、四万五千ドルの請求を有する、売却金に対する衡平法上のリーエンに担保されつつ。

設例六 AとBは婚約した。BはAの甲地上の住居に移転した。そこは、二〇二エーカーの土地で、ここでAは犬の飼育場を営んでいた。Bは、Aに、自分の用具を保管するため、ガレージを建築してよいか尋ね、許可を得て、Aによつて指定された二エーカーの土地上に建築を開始した。Bが資金不足となつた時に、Aは、抵当付き貸借ができるよう、二エーカーをBに移転した。Aは、当該土地が、結婚後は、共通の物になる期待でそうしたのであり、甲地を分割する意図はなかつた。Aは二〇二エーカーについて税を払い続け、Bの二エーカーも個人の財産を保管したり、犬の訓練に使つてきた。Bは必要な借金を得た後、ガレージ建築を完成させ、移転し、Aを二エーカーから追い出し、婚約を破棄した。Aは、Bに対して、本条に基づき、二エーカーの改良前の価値を回復できる。(別に、裁判所は、Bに増加価値を支払い、土地を回復することを認める)こともできよう。

設例七 AとBは、非婚姻共同生活者で、共同銀行口座から必要な費用を支払う、おのののはそこに収入から寄与している。Aは、遺産から引き出して、Bに多額の貸与をした、Bの、離婚紛争や不動産購入を含めた目的のために。当事者は、この融資については、何ら返済の合意をしていない。関係の終了に際し、Aは、不当利得に基づき、回復を求める。陪審の認定は、Bの富へのAの寄与は、六万五千ドルとした。取得された資産と免責された債務を考慮して、しかし、時折の贈与や費用への寄与の差は考慮しない。Aは、Bに対して本条により、六万五千ドルを回復できる。

設例八 AとBは、非婚姻共同生活者として、六年間生活してきた。半分の期間は、婚約をしていた。Aは正規に看護師として、雇用され、Bは、フルタイム学生として、医学校に通い、学習を終えた。Aが共同生活期間の主たる収入源であった。その間に、Bの学生ローンの返済や、医学校の学費などに一〇万ドルを寄与した。婚約は終了し、Bが実習を開始し始めた時期に関係は終了した。Aは、Bに、不当利得で、Bの予期される収入を分割することを求めた。これは、地位に基づく物的債務という主張に由来していた。かような権利は若干の州法で認められているが、それはこのリストメントの範囲外である。本条によれば、Aは、一〇万ドルを回復できるが、Bの将来の収入に持分はない。

設例九 Aは、Bによつて所有され經營されているテニスクラブに参加した。二人は親密な関係を結び、近くのコンドミニアムで共同生活を始めた。Aはクラブで働き、ついには、フルタイムの經營者となつた。Bは、Aに時折金を与えたものの、Aは俸給は受け取らなかつた。Aが受け取つた額は、同等の職の賃金よりかなり低いものだつた。Aが、經營者として六年間働いた後に、二人の関係は破綻し、Aはくびになつた。雇用契約の証拠は不十分であるが、Aは、本条により、Bに對して、Aの、補償されない労務について回復できる。

設例一〇 非婚姻共同生活者AとBは、それぞれが獲得していた資産を合わせて、乙地を購入した。購入時には、当事者は、乙地の共同保有者と考えていたが、権原は、Bの名で記録されていた。関係は悪化し、BはAを追い出した。Aは、本条により、代金への寄与に応じた、乙地の割合持分を請求できる。

e. 回復の程度

設例一一 非婚姻共同生活者AとBは、同じ俸給で、Bが一〇年前に開始した会社に雇われている。Aは秘書として、Bは取締役として。会社は、後に法人化され、すべての株式はBに宛てて発行された。一〇年後、Aは、Bが、会社株をBの前婚の子に移転していることを発見した。AはBから去り、ビジネスの持分を要求した。一人に支払われた俸給は不自然に低かつた。陪審は、Aの労務の価値は、俸給全体より、百万ドル高いと判断した。他方、ビジネスの価値は、五億ドルと評価された。Aの寄与

は重要であるが、不確定な程度である。Bが約束をしていないのであれば、Aの回復は、百万ドルプラス利息を超えない。

設例一二 AとBは、非婚姻共同生活者であり、一〇万ドルのコンドミニアムを購入した。抵当ローンの取得を容易にするために、名義はBとした。それぞれは、二万ドルの頭金について、一万ドル分担した。八万ドルのローンの元本と利息は、両者が収入を入れる共同銀行口座から支払われた。二人は二年後に別れ、Bはコンドミニアムを売却した。売却価格は、一二二万ドル、ローンの残額は七万六千ドルで、差額は、四万四千ドル。Bは、Aに一万ドルプラス利息を提供し、Bは、これをAのローンの返済と性格づけた。Aは、Bに対して、本条により、二万二千ドル回復ができる。

設例一三 設例一二と同様だが、BはAに、当初の頭金の額を不実表示した。Aは頭金に、一万ドルを分担したが、それは頭金の半額と考えていた。Bは実際は、全く分担しなかった。九万ドルのローンの元本と利息は、同様に両者が収入を入れる共通の口座より返済された。売却価格は一二万ドル、残債務は八万七千ドル、差は、三万三千ドル。このうち、両者の家への投資は一萬三〇〇〇ドルであり、Aは一万一五〇〇ドルを寄与している。BはAに一万ドルプラス利息を提供し、Bは、これをAのローンの返済と位置づけた。Aは、Bに対して、本条により、売却益の割合が二万九一九二ドルの回復ができる。

f. 相続人によるもしくは相続人に対する請求

設例一四 AとBは、賃貸アパートで過ごした後、共同で、家を購入することとした。名義は、Aがなお他人と婚姻関係にあることからのトラブルを回避するために、Bとされた。当事者は、等しく頭金を分担し、後には、元本、利息、抵当保険の保険料などを分担した。Aは二年後に離婚し、Bはその後ほどなく亡くなった。抵当債務の残額は、保険金で支払われた。Aは、本条により、Bの遺産に対して、家の半分の持分を主張できる。

設例一五 AとBは、婚約していた。二年間の共同生活後、Bに属する土地上にログキャビンを作ることにした。建築費用を分担して。建築作業は、二人が別れる八年後まで続いた。Bは自殺を試みた。AはBの遺産から回復を試みる。Aはキャビン計画に五万ドル寄与している、Bも同額。未完成のキャビンは、土地を五万ドル増価させている。AはBの遺産に対して、本条によ

り請求できるが、二万五千ドルを超えない。

設例一六 AとBは、同性のパートナとして共同生活をしている。家は、Aによつて購入されたが、名義はBである。元本、利息、保険料などは、Aが支払つた。家は火災で滅失し、Aがそのため亡くなつた。Aの遺産はBに對して、本条により、保険の派生物の若干もしくはすべてを回復できる、もし、家の購入が、Bへの贈与以外のものであると立証できれば。

第二九条（共同資金）

c. クラスアクション、結合した訴訟

設例一 原告らは公益事業を訴え、一定の顧客クラスの料金の違法性を主張した。法と規則は、勝訴原告による弁護士費用の回復の規定を有しない。原告は、事業が余分に取つた料金五百万ドルを影響のあるクラスに返金することを命じる判決を勝ち取つた。原告弁護士は、報酬などを求める。原告は、相手である、事業から料金を取ることはできないが、彼らの介入の受益者に弁護士費用も含め、分担寄与を求めるることはできる。裁判所は、弁護士に判決額から支払われる、五〇万ドルの報酬を認め、四百五〇万ドルが、顧客に配分される返金となる。

設例二 原告は、雇用者を、多くの被用者クラスのために、訴え、不法な雇用差別を主張した。関連法によれば、雇用者が原告クラスに対して責めある者となれば、裁判所が決定する額で、原告弁護士の料金も支払う責めを負う。当事者の弁護士は、和解交渉を始め、雇用者は、四千万ドルを弁護士費用も含め支払うものであつた。訴訟が判決まで進んだ時、クラス弁護士は、千万ドルの料金を申し出た。和解を裁判所が承認することを求めて、弁護士は、千万ドルの料金もしくは共同資金の二五パーセントが、クラスの不当利得を阻止するためには必要と主張した。しかし、クラス弁護士の料金は、裁判所が独自に判断せねばならず、若干の州法は、異なるガイドラインを適用する。もし裁判所が適切な料金を回復の二〇パーセントとすれば、報酬は、共同資金法理によれば、八百万ドルとなる。

d. 同様の地位にある者

設例三 証券保有者は、信託証書により発行された不履行抵当証券を保有している。抵当担保が、証書受託者によつて濫用されたと考え、証券保有者は、信託を実行する訴訟を起こした。一〇年の訴訟で、証券保有者は、百万ドルの法的出費をした。彼は、信託のために五千万ドルを回復する判決を得た。他の証券保有者は、この訴訟に参加せず、またすぐに個人の特定もできなかつた。証券保有者は、承継受託者の手にある資金から百万ドルの求償をする権利を有する。

設例四 受託者は、裁判所に、信託財産である甲地を百万ドルで売却する許可を求めた。二人の受益者、AとBは、別々に弁護士を雇い、申立てに対抗した。Aは、鑑定人を、Bは会計士を雇い、受託者による甲地の評価を争つた。AとBの弁護士は、受託者と、将来の買主との交渉に入った。二年後、甲地は、二百万ドルで売却された。遅延費用と、AとBの反対に対応する信託の費用を考慮して、裁判所は、AとBの介入は、信託に六五万ドルの利益をもたらしたと判断。AとBは、本条により、信託から、この結果を得る合理的な費用額（専門的相談者の料金も含め）を回復できる。しかし、六五万ドルを超えない範囲で。

設例五 A会社の株主は、A会社の役員に対して株主訴訟を開始した、A会社とB会社の売買合意の交渉において、詐欺と信認義務違反があつたとして。合意によれば、A社は、B社に二千五百万ドルを負担することになつていて。株主訴訟は、和解となり、BのAに対する権利は、AのBに対する五百万ドルの支払いで満足させることとなつた。和解を承認する判決の中で、裁判所は、A社に、原告株主の弁護士に合理的費用を支払うよう命じた。和解の利益が費用を超える限りで、かような報酬は、本条によつて認められる。回復訴訟は、訴訟株主もしくはその弁護士により直接、他の株主に対して主張された。会社に対する判決は、すべての株主による訴訟費用の割合分担を命ずる。

設例六 少数派組合員は、多数派組合員に対して仲裁を開始した。組合財産の不当な利用を主張して。仲裁は、多数派組合員に一〇万ドルの賠償金を課す。仲裁を確認する命令の中で、裁判所は、この手続で少数派組合員が三万ドルの合理的費用（弁護士費用も含め）を出捐したこと認定し、この額は、組合から彼らに償還されるよう命じた。これらは、本条によつて正当化される。

設例七 納税者A、B、Cは、税の合法性を争つて、州を訴えた。判決は、課税は違法であり、時効期間内の課税は返還されるというもの（十九条）。八五パーセントは、将来の課税の軽減に適用され、州は残りを裁判所に現金で提出し、訴訟の費用に充てられることとされた。この命令は、A、B、Cと弁護士に、共同資金受益者からの回復を許し、本条で正当化される。

設例八 AとBは、以前の教会のメンバであり、以前の司祭を訴えた、教会財産について、詐欺と横領の判決を求めて。救済は、損害賠償と、横領資金で司祭が得た財産に対する擬制信託である。訴訟の成果は、教会資産の承継者としての慈善団体に、弁護士費用を控除して配分される。控除は、本条により正当化される。この点は、効果としては、教会メンバや慈善団体に対する回答請求である。

設例九 遺言者の遺言は、ほとんどを、A、B、Cに等しい割合で、残余をD、Eに残すもの。A、B、Cへの遺贈は、同じ理由で無効であった。遺言執行者がこの点を決めるために、訴訟を起こし、すべての関係者を参加させた。A、D、Eは、弁護士によつて出頭し、争つた。B、Cは、現れなかつた。彼らは通知されてはいたが、全く、AやAの弁護士と連絡を取らなかつた。A、B、Cに対する遺贈は、無効とされた。執行者の費用は、遺産から支払われる。Aの弁護士は、A、B、Cに行く遺産部分から報酬を得る。

設例一〇 丙地は、A、B、Cによつて同じ割合で共同保有されていた。市は、五〇万ドルを提供して、収用手続を開始した。Aは弁護士を雇い、この評価を争い、多く得たものの三分の一を支払う約束をした。B、Cは、Aの訴訟への参加を拒絶。裁判所は、市場価値を六五万ドルとして、収用価格を修正した。Aは、弁護士に五万ドルを支払い、B、Cに分担を請求した。Aは本条による請求ができる。裁判所が、報酬五万ドルを正当とするならば、収用価格分配前にAの求償を命じうる。

設例一一 無資力となつた銀行の信託部の顧客A、は、銀行の管財人に対して、銀行の資産に対する自己の利益が寄託者のそれより優先することの確認を求めて、訴訟を起こした。Aはその通りの判決を得た。管財人はそれに基づき、銀行の信託顧客が同様の優先権を持つことを認めた。この結果、グループとしての信託顧客の資金は、百万ドルとなつた。Aは、本条により、他の信託顧客に分担を請求できる。回復は、百万ドルからの支払を命ずることで、獲得される。

設例一二 債権者は、債務者と買主を訴えた、詐欺による譲渡を取り消すため。債権者は資産回復に成功した、裁判所は、債務者の債権者のために資産を売却した。さらに、債権者は訴訟費用を、売却代金から回復できた。これらは、一特に破産法典に規定があるが一本条により他の債権者からの回収が認められる。

設例一三 被害者は、自動車事故で死亡し、未亡人と被害者の前婚からの三人の子が残された。合意ができず、未亡人と子供たちは、別々に、運転者に対する不法死亡訴訟を起こした。それぞれの弁護士に回復の三分の一を与えると合意しつつ。管轄法では、不法死亡訴訟は、単一の訴訟で遂行される必要があった。裁判所は、子供らの反対にもかかわらず、二つの訴訟の合一一を命じた。未亡人は訴訟を百万ドルで和解した。子供らの法による分け前は、六〇万ドルである。未亡人の弁護士は、子供の分からも、三分の一報酬を得ようとした。裁判所は本条を用い、子供らは、有利に和解を得た点で、未亡人弁護士に支払う義務があるとした（この訴訟の制御は、法によれば、子供ではなく、未亡人に与えられていた）。他方、回復の程度は、未亡人との合意にも、子の弁護士との合意にも固定されず、裁判所が決定する。

設例一四 病院が無保険患者のけがの治療をして、一万ドルの未払が残った。患者は弁護士を雇い、けがの原因である不法行為者に対する請求を提起し、成功報酬三〇パーセントを合意した。法によれば、病院は、不法行為者から患者が得たものに料金のリーエンを有する。弁護士は、五万ドルで和解し、七千ドルでリーエンと残債務を満足させるよう提供した。本条によれば、弁護士は、病院に対しても、請求できない。合意がないため、病院は、一万ドルを控除なく受け取る権利がある。弁護士の手中にある和解金が資金だとしても、患者と病院は、異なる地位をもつ。二九条によれば、彼らの利益は共通ではない。仮に、病院と弁護士が共通の受益者としても、彼は資金を生み出したわけではない。

e. 「共同資金」の重要性

設例一五 株主が、会社に対しても、会社の訴訟を承認するための資料が連邦法に反し、誤解を招くものであるとして訴訟を起した。株主は、金銭もしくは衡平法上の救済を認められ、会社の資産からの法的費用の求償も。会社からの回復は本条による。

設例一六 ABC会社の株主は、その取締役に対して、株主訴訟を提起。XYZ社による一株八ドルの買取申込への反対が義務違反となるとして。XYZ社は、申込みを一ドル上げ、その価格でABCの全株を購入した。取得が終了したあとで、株主の弁護士は、ABCから一株について三ドル多く払わせたことについての報酬を求めた。弁護士は、本条によれば、請求できない。訴訟費用を相手方に転嫁するものであるから。

設例一七 X社は、州の税務官から税滞納の通知を受けた。Xは、弁護士を雇い、州の課税を争った。収入の規定が不適切に解釈されているとして。Xは勝訴し、弁護士は、同様の地位にあるY社に接近し、同様の訴訟を代理する提案をした。Yは拒絶し、しかし別の弁護士を雇い、同様に税を払い戻させた。弁護士は、本条による請求はできない。弁護士は、XとYに共通する資金を作り出したわけではないから。

f. 不当利得

設例一八 被相続人は、遺産の半分を息子Aに、残りを息子B、C、Dに与えた。Aは遺言を検認 (probate) に付した。Bはその有効性を争う。争いは成功し、遺言なしの状態で、A、B、C、Dは、等しい割合で相続した。Aの法的費用は回復されない。Bの法的費用は、Aの割合が減じた額を超えない限度で、B、C、Dに行く、遺産の四分の三から、本条により回復できる。設例一九 名もないクラスメンバーの弁護士が和解条項に反対するため、クラスアクションに現れた。その後、当事者は、多くの点で和解を修正し、裁判所が承認した。弁護士は料金を請求した。和解金の増加は、弁護士の介入の結果ではないので、本条による請求はできない。

設例二〇 弁護士は、未亡人のために不法死亡訴訟を開始した。回復の二五パーセントを合意。前婚からの娘が自分も代理するよう求めた。弁護士は、利害が相反すると考え、断つた。娘は訴訟に参加したが、積極的な活動はしなかつた。裁判所は、和解金四〇万ドルを認めた。配分の際に、弁護士は、娘は何も受け取らないことを提案した。裁判所は、娘に和解金から四万ドル与えた。弁護士は、全体の二五%の報酬を求めた。しかしこの申立ては拒否された。弁護士は、娘から回復する資格がない。

設例二一 被相続人の最初の遺言は、三三人の受益者に遺贈するもの。第二のものは、以前の弁護士に遺贈するもの。両遺言が検認にかけられた。ほとんどの受益者が遺言の争いに参加した。彼らはそれぞれの弁護士によって代理され、多様な条項で成功報酬を約束した。訴訟は、以前の弁護士に少し支払う形で和解となつた。それをほとんどの受益者は分担した。判決は、第二の遺言の検認を否定するものとなつた。五人の受益者を代理していた弁護士は、裁判所に遺産からの報酬を求めた。功績は認められたが、回復は認められなかつた。本条は、受益者のほとんどが独立に代理されていた場合の回復を正当化しない。

設例二二 弁護士は、未亡人のために、不法死亡訴訟を開始した。被害者の両親は、訴訟への参加を勧められたが、断つた（法による分け前は受け取るが、訴訟には参加しないという立場だった）。弁護士による和解の承認申立て後、両親は、別に弁護士を雇い、より大きな分け前を求めた。しかし、この弁護士の使命は、共同資金の創設ではなく、配分の変更にある。元の弁護士の資金からの回復を妨げることはできない。

g. 請求が契約に基づくべき場合

設例二三 母が、無遺言で死んだ。財産は、二人の息子、AとBに帰した。三番目の息子Cは、弁護士を雇い、A、Bを訴えた。獲得したものの三分の一を与えると約束して。Cの訴えに対して、A、Bは、実は、まだ、二人の娘D、Eがいることを明かした。弁護士は、D、Eと連絡をとることをせず、そのための弁論もしなかつた。裁判所は、遺産は五人で平等に分けるとした。弁護士は、三分の一を要求した。D、Eは、自分たちの分から報酬が支払われることに反対した。弁護士は、回復できない。代理できたのに、しなかつたからである。

設例二四 被相続人は、ほとんどを救世軍に、残りをいとこのA、Bに等しい割合で与えた。遺言の有効性に争いはなかつた。Aは弁護士に相談し、慈善遺贈にはなお無効とする法的根拠があると助言された。Aは、Bと連絡を取り、遺言を争うことには参加しないかと打診した。Bは拒絶。弁護士は、提訴し、Aが受けけるものの二五パーセントを報酬として合意。救世軍への遺贈は、死手法により無効とされ、A、Bに来る遺産は百万ドル増えた。弁護士は、二五万ドルを要求。弁護士は、本条によれば、Bに

対する請求を有しない。

設例二五 叔父は妻と晩年に結婚し、その後まもなく亡くなつた。遺産は遺言により、甥と姪に残された。甥は、弁護士を雇い、叔父の婚姻を精神的無能力を理由に無効と主張。弁護士は、もし成功すれば、妻に行く分の半分を、成功報酬として代理。甥は姪に参加を打診。姪は拒絶。訴訟は成功で、妻の請求を二十五万ドルに減額した。甥は弁護士に合意額を支払い、姪から回復しようとする。もし、自己の財産権などの保護の必要で正当化される場合には、本条で回復が認められる。

h. 代位者

設例二六 所有者の事業不動産は、災害損失から一〇万ドル保険で担保されていた。不動産は不法行為者の過失による火災で甚大な損害を被つた。保険者は、所有者の請求に対して、和解金一〇万ドルを支払つた。約款によれば、保険者は、所有者の請求に代位する。所有者は弁護士を雇い、自己の不法行為者に対する請求を二〇%の成功報酬で主張させる。保険者は弁護士に、代位の権利を主張することを通知。しかし、訴訟では積極的役割を演じなかつた。弁護士は、財産損害二〇万ドル、事業中断損害一五万ドルを得た。保険者は、代位により、一〇万ドルの求償。本条によれば、弁護士は、資金を確保した点で料金を請求できる。保険者によつて支払われる弁護士料金は、所有者との合意に拘束されない。

設例二七 運転者Aは、運転者Bの原因での事故で重傷を負つ。AのC社との事故保険は、人身損害について五千ドルカバーする。Bは、D社との責任保険を有する。Cは、Aの医療費に五千ドル支払い、代位権を得る。Aは弁護士を雇い、Bへの人身損害請求を追及する。三〇パーセントの成功報酬を合意。Cは、A、D、弁護士に通知し、Cは、代位請求をDと直接和解するつもりだと。Aは、Bを訴え、五〇万ドルを請求。DはCの代位とBの責任を認め、Aの責任額のみを争う。しかし、Cへの支払は、AのBに対する和解まで、中止された。Aの訴訟は、三五万ドルで和解。Dは、弁護士とA向けの、三四万五千ドルの小切手を発行し、別の五千ドルの小切手を弁護士とC向けに発行した。弁護士は、Cに、この額のうち三千五百ドルを放棄するよう提案。Cは、全額の求償を要求。本条によれば、弁護士のCからの料金回復は、Cが弁護士の介入から利益を得たかに依存す

る。Dは、Cの請求に全額、訴訟を要せず、応じているので、弁護士はCから回復できない。

第三十条（求められない介入）

b. 取引が必要な場合

設例一 AとBは、隣接する土地を所有している、それぞれが、石灰石採石場を含んでいる。採石場は、洪水で水につかり、作業ができなくなつた。Aは、採石場の排水を計画し、Bに費用の分担を求めた。Bは拒絶。Aは自己の採石場の排水を実施。これで、Bの採石場も排水された。AもBも作業を再開。Aは、Bから回復できない。

設例二 AとBは隣接する囲繞地を所有していた。AはCが所有する隣接地を越えて通路を建設することで自分の土地を開発したいと考えた。通路設置を可能にする地役権は、法的手続によつて可能であるが、Aの土地に到達するルートは、Bにも通行を認めるものであった。Aは、この計画の費用分担をBに求めるが、Bは拒絶。AにCから地役権を得させる法は、Bの土地にも利益を与えることを要求していた。Aは地役権を取得し、通路を建設。A地もB地も価値を増した。AはBから回復できない。

設例三 南部連合軍の北進を妨げるために、連邦は、鉄道が保有する橋を破壊。戦いの過程で、近くの橋も南部軍によつて破壊された。連邦は、両方について、鉄道に賠償する法的義務はない。鉄道は、橋を再築する義務を負わないが、自己の負担で再築した。作業が完成する前に、戦いの場が南進した。連邦は、自己の軍隊の進軍を容易にするため、まだ未完成の橋を、南軍が壊したものも含め、再築した。政府による作業は鉄道に何百ドルの出費を節約させた。連邦は、鉄道から回復できない。

設例四 Aは、甲地内に、区画1から9を保有している。Bは、区画10を保有している。両方とも未開発である。AとBは、区画全体の道路と下水が市の要件を満たす限りで開発許可を得ることができる。しかし、開発を選択しない限り、改良をする義務は負わない（甲地の町は、必要と判断した場合には、改良をなし、費用を徴収する権限を有するが、町は改良が必要とは考えていない）。Aは、Bに、改良費用を分担することを提案。Bは拒絶。Aは区画10の購入を提案。B拒絶。Aは最終的に、自己の負担で改良を実施。区画10は、明らかに増価したが、AはBに回復請求できない。

設例五 設例四と同様だが、AとBは、町との合意で、一定の期日までに改良を実施する義務を負っていた。Aは、Bに対して、Aの改良がBに費用を節約させた限度で、回復できる。

設例六 AとBは、X州で、隣接するクオーラー・セクションを保有していた。Aは、Bに、境界塀の費用分担を提案した。B拒絶。Aは境界に塀を建設。Bは、のちにこれを回りの境界壁と一体化させた。Aは、本条による回復をBに対して有しない。X州のボリシーは、この種の土地の囲いを奨励するので、法は、一定の条件下で、ある地主に、他の地主に対する境界壁の費用の分担請求を認める。AのBに対する請求は、現物返還であり、これは、法が存在しないので、認められない。

設例七 賃貸人は乙地を保有し、賃借人に一〇年で貸している。更新オプションなし。改良補償条項もなし。賃借人は、五〇万ドルの費用で改良。賃貸期間終了時に、改良による増価は三〇万ドル。賃貸人は、期間延長を拒絶。賃借人は、回復請求できない。

設例八 夫は、丙地を、若い未亡人に生涯権として遺贈、残余権は相続人に与えた。未亡人は、丙地に自己の将来の生活維持に賃貸収入が役立つことを期待して、賃貸家屋を建設するためにかなりの自己資金を投入した。しかし、未亡人は突然死亡。未亡人は自己の財産を姪に遺贈。丙地は夫の相続人に移転。めいは未亡人の投資による丙地の増価について回復請求。裁判所は、めいの未亡人の権利承継は認めるが、回復請求は認めない。

c. 契約の予期

設例九 採掘者は、水道会社が、さらに水源を探していることを知った。採掘者は、頼まれないうちに、所有地内で掘削を続け、かなり水量のある水源を見つけた。会社に、二五万ドルで売却する提案をした。会社は、二万五千ドルで回答。数年の交渉は成立に至らなかつた。会社はのちに、掘削者の隣接地を購入して、提供された水源から百ヤード離れたところに水源を発見。掘削者は、会社に対して、自分が提供した情報を利用したとして、回復請求。掘削者は、回復できない。

設例一〇 視聴者がテレビ会社に、テレビシリーズのアイデアを提供し、採用するなら対価を払つてくれるよう提案した。会社

は拒絶したものの、後に、そのアイデアの一部を利用し、ヒットとなつた。この事実は、視聴者に会社に対する回復請求を与えない（視聴者の知的財産権の不正利用に基づく回復は、四二、四三条による）。会社による不法行為がないため、賠償請求は、約束に基づくしかない。

設例一一 AはBと、飛行機の売買とリースの交渉を続けていた。Aは、Bの事業にとつて重要なデータを収集し、取引の税への影響について専門的アドバイスもした。これらは、成約に至るための努力であった。結局成立しなかつたが、Bはその後まもなく同種の取引をCとの間で交わした。Aは、Bに対して、契約違反と出費についての回復を求めた。Aは回復請求できない。

d. 強制交換を避ける回復

設例一二 AとBは、丙地を共同保有している。彼らは共同して、銀行に対して、約束手形と抵当権を設定し、個々の持分に応じて、手形を支払う合意をした。数年後、Aは、別の事業活動のために、追加の融資を必要とした。銀行は、Aが所有する甲地を担保に融資する提案をしたが、新規融資で、丙地のローン残額が完済されるという条件であった。Aは、Bに知らせずに、当初の手形を返済した（当初の手形が期限前なので、Aは二三条による請求はできない）。Bが、月々の支払いが銀行ではなく、Aに向けられていることに気づき、支払いを中止した。債権者の代位からBは不利益を被っていないから、Aは、Bに対して、Aの介入がBを解放した限りで、回復できる。救済は、Aは、手形と抵当権について銀行のBに対する権利を、Bの残額分担の限りで代位する。

設例一三 Aは、Bが区画を保有する地域の開発者である。市は、建築許可が下りる前に通路と下水を設置せねばならないとする条例を施行している。さらに、続く十二か月以内に、改良が開発者によつて実施されないと、市が替わつて実施し、区画所有者に対して、フロントフィートで一〇〇ドルの割合で、課税するものとしていた。Aは改良する義務は負つていなかつたが、そうすれば、地域計画についてのより有利な融資を受けられ、取引の利益を増加させられるチャンスがあつた。区画所有者との合意を得ないで、Aは、市の条件に合う改良を実施した。Bには、債権者の代位から明白な不利益はなかつた。Aは、Bに対して

出費の分担額が一〇〇ドルの少ない方を回復する権利がある。

設例一四 AとBは、甲地の共同保有者である。AはBの分担合意を得ないで、土地の改良を実施した。Aは、Bに、費用の分担を強いることはできない。

設例一五 設例十四と同様だが、Bの分担拒絶に応じて、Aは、甲地の分割を請求した。もし裁判所が認めるならば、二つの方法があり得る。甲地の分割ならば、それがBに不利益を与えないものとして、Aに、改良がなされている部分を与えるだろう。売却ならば、費用を超えない範囲で、Aに、改良の分だけ多く与えるだろう。

設例十六 所有者は、乙地への第一番抵当で、新しい貸主とリファイナンスする合意を交わした。締結後一週間で、新貸主は、乙地が、既存の抵当権に対し、順位二番の判決債権者のためのリーエンに服していることを知った。新貸主は、取引を進めたが、判決債権者との順位変更の交渉に期待していた。新貸主は、判決債権者の不当利得を避けるために、代位による救済を受ける。しかし、新貸主の合理的期待がその介入を正当化すること（二二条三項）、判決債権者が新貸主のリファイナンスと代位で不利益を被らないこと（五十条三項）が、必要である。

* 本稿は、基盤研究（c）「事務管理法の体系的・機能的観点からの再検討」（課題番号23530098）にゅうづく研究成果の一部である。

(1) やや煩瑣となる部分は適宜要約してあるが、設例としての意味をそなう加工は施していない。